目次

1.	設	设置の趣旨及び必要性	3
	(1)	周南公立大学の沿革等	3
	(2)	設置の趣旨及び必要性	5
	(3)	養成する人材像、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育	課程編成・
	実施	iの方針(カリキュラム・ポリシー)及び入学者受入れの方針(アドミッショ:	ン・ポリシ
,	—)		17
	(4)	· 研究対象とする中心的な学問分野	25
2.	学	≄部・学科等の特色	25
	(1)	将来像答申の7つの機能	25
	(2)	・学部・学科の特色	26
3.	学	学部・学科等の名称及び学位の名称	29
	(1)	学部等の名称	29
	(2)	学部名称の説明	29
	(3)	・学科名称と学位の説明	29
4.	教	汝育課程の編成の考え方及び特色	30
		スポーツ健康科学科	
	(2)	看護学科	32
	(3)	福祉学科	41
5.	教	育方法、履修指導方法及び卒業要件	44
		スポーツ健康科学科	
	(2)	看護学科	46
	(3)	福祉学科	48
6.	多	様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で	で履修さ
	_	場合の具体的計画	=
		ミ習の具体的計画	
• •			
	(2)	福祉学科	61
8.	企	業実習(インターンシップを含む)や海外語学研修等の学	△外実習
		施する場合の具体的計画	
		文得可能な資格	
		· 募集定員	
		選抜体制	
		選抜方法	
		選抜基準	
11		 教員組織の編制の考え方及び特色 	
		スポーツ健康科学科	

(2) 看護学科	75
(3) 福祉学科	77
12. 研究の実施についての考え方、体制、取組	78
(1) 研究の実施についての考え方や、実施体制、環境整備	78
(2)研究活動をサポートする技術職員や URA の配置状況・役割・責任等	79
13. 施設、設備等の整備計画	79
(1) 校地、運動場の整備計画	79
(2) 校舎等施設の整備計画	79
(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画	81
14. 管理運営及び事務組織	82
(1) 教授会	82
(2) 教学マネジメント機構	82
(3) 教育研究審議会	82
(4) 事務組織体制	83
15. 自己点検・評価	83
(1) 実施方法・実施体制	83
(2) 結果の活用・公表	84
(3) 評価項目	84
(4) 外部評価	84
16. 情報の公表	84
(1) 公表の内容及び方法	84
(2) Web サイトによる公開情報	84
17. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	87
(1) ファカルティ・ディベロップメント (FD)	87
(2) スタッフ・ディベロップメント(SD)	87
18. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	87
(1) 教育課程内の取り組みについて	87
(2) 教育課程外の取り組みについて	88
(3) 適切な体制の整備について	89

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 周南公立大学の沿革等

ア 周南公立大学の沿革

周南公立大学(以下「本学」という。)の前身である徳山大学は、地元自治体、産業界及び教育界などからの要望を受け、昭和46(1971)年に学校法人中央学院を設置者とし、旧徳山市から土地及び建設費と経常経費の提供を受けた公設民営大学として開学した。昭和49(1974)年に徳山大学の設置者は新設された学校法人徳山教育財団へと変更し、山口県東部地区唯一の4年制大学として歩み続け、これまでに17,000名を超える卒業生を輩出して来た。

徳山大学は、開学時には経済学部経済学科の1学部1学科体制であったが、昭和51 (1976)年に同学部に経営学科を開設、平成15 (2003)年には、昭和62 (1987)年に開設した徳山女子短期大学経営情報学科を徳山大学福祉情報学部福祉情報学科として発展的に改編し、2学部3学科体制とした。平成17 (2005)年には経済学部経営学科をビジネス戦略学科とし、平成19 (2007)年には同学部経済学科を現代経済学科とした。さらに、平成24 (2012)年には福祉情報学部福祉情報学科を人間コミュニケーション学科とするなど、これまで人材需要その他社会の変化に応じて必要な改組を行ってきた。

そして令和元(2019)年に学校法人徳山教育財団は、徳山大学が今後も地域貢献型の大学として更なる役割を果たすためには公立化することが最適な運営形態と判断し、周南市に公立化の要望を行った。周南市は、速やかに徳山大学の公立化の検討を開始し、周南市に設置された有識者検討会議における審議及び公立化に関する市民説明会やシンポジウムなどにおける意見などを踏まえた検討の結果、大学を生かしたまちづくりは地方創生を進めるための効果的な政策であると結論付け、徳山大学の令和4(2022)年度からの公立化を承認した。これら公立化の検討過程では、より地域が求める人材の養成や教育研究力の向上によるまちづくりのシンクタンク機能強化を図るため、本学の学部学科体制を現在の2学部3学科体制から令和6(2024)年度に3学部5学科体制とする内容も含まれていた。

令和4(2022)年4月に本学は、徳山大学から周南公立大学へと名称を変更し、設置者を学校法人徳山教育財団から周南市を設立団体とする公立大学法人周南公立大学(以下「本法人」という。)へと変更して新たに開学した。周南市から本法人に示された中期目標及び本法人が策定した中期計画には、公立化の検討過程での議論を踏まえ、令和6(2024)年度に経済経営学部経済経営学科、人間健康科学部スポーツ健康科学科、同学部看護学科、同学部福祉学科、情報科学部情報科学科の3学部5学科体制へと再編することをはじめとした公立化後の本学の基盤形成、その他地域貢献型の大学としての役割を果たすための様々な取り組みが示されている。

イ 建学の精神と教育理念

徳山大学では、「公正な社会観と正しい倫理感の確立を基に、知識とともに魂の教育を重視する大学を目指す。」ことを建学の精神に掲げ、また、基本理念を「個性の伸張を本旨とする『知・徳・体』一体の教育を行う。」として人材養成を行ってきた。

公立化に際し、本学は、これら徳山大学の建学の精神及び基本理念を継承しつつ、公立大学としての役割を果たすため、学則における大学の目的を「周南地域における知の拠点として、公正な社会観と正しい倫理感の確立を基にした『知・徳・体』一体の全人教育を通して総合的かつ専門的な知識、学術を教授研究し、世界的視野と広く豊かな教養を有し、地域に新たな価値を創造する人材を育成するとともに、地域との連携を深め、地域の政策課題の解決や活力豊かなまちづくりの実現に寄与するなどその教育研究成果を広く社会に還元することで、地域社会及び産業の持続的な振興、発展に貢献すること」と定めている。

さらに本学は、地域貢献型大学としての役割、あるべき姿を明確にするため、以下のパーパス、ミッション、ビジョン、バリューを掲げている。

パーパス:日本一のまちづくりの中核となる大学としての役割を果たす

ミッション:地域の持続的発展と価値創造のための「成長エンジン」となる

ビジョン:地域に根ざし、地域の課題を地域とともに解決し、地域に愛され、地域

に信頼され「地域に輝く大学」となる

バリュー: 学生のためになるかどうか、地域発展につながるかどうか

ウ 周南公立大学が担うべき人材育成

本学が公立化するに当たり、周南市は大学を生かしたまちづくりの骨子として、「大学を地域の成長エンジンとした地方創生」、「地域人材循環構造の確立」、「若者によるまちの賑わいの創出」を定め、これらを実現するため、地域が求める人材を養成するにふさわしい学部学科構成とし、卒業生が活躍するであろう10年、20年後の社会において必要とされる教育を提供することとした。

本学が地域の持続的発展と新たな価値を創造するための「成長エンジン」となり、教育・研究・社会連携活動を通して地域の Well-being を高め、地域住民が豊かな生活を送ることができる「日本一のまちづくりの中核」としての役割を果たし、「地域に輝く大学」になるためには、不断に変容する地域及び社会課題の解決にふさわしいコンピテンシーを有する人材を育成することが不可欠である。

そこで本学では新たに教育理念、教育目標を以下のとおり定めることとした。

<教育理念>

本学の前身である徳山大学からの教育理念である、学生の個性の伸長を本旨とする「知・徳・体」一体の全人教育と地域貢献大学の使命を継承し、その上で、地域社会に根ざし、学生一人一人の多様な幸福の実現を目指し、持続可能な社会全体のWell-beingに貢献できる人材の育成を目指す。

<教育目標>

1 世界的視野と幅広く豊かな教養を有し、多様性と包摂性を認め、自己肯定感と主体性をもった意欲ある人材を育成する。

- 2 実践的な知識と手法を備え、問題解決能力を持った人材を、また地域課題の解決 や豊かなまちづくりに取り組むことのできる人材を育成する。
- 3 専門的な知識・技能を備えるとともに社会の変化を鋭く意識し、社会の持続的発展とイノベーションを牽引できる人材を育成する。
- 4 個人、地域、社会全体の Well-being を高めることに貢献できる、分野横断的・学際的な人材を育成する。

(2) 設置の趣旨及び必要性

ア 人間健康科学部設置の趣旨及び必要性

近年、医療機関を中心とした政策から「地域包括ケアシステム」など、地域を基盤としたネットワークの構築へとシフトし、生活者を主体として健康の回復・維持・増進と疾病予防を包括的に支援できる人材、また、健康づくり、保健医療・福祉の多様なニーズに応え、地域包括ケアを支える人材が求められている。さらに、今後の地域共生社会の実現に向けて、あらゆる場であらゆる年代の個人及び家族、集団、コミュニティの特徴・特性・個別性に配慮し、より豊かに生きる力を支えていくためには、人間の心身及び社会的健康に携わる様々な分野の専門職者の育成とこれら専門職者の真の連携・協働が不可欠である。

平成30年版厚生労働白書においても、複雑化・多様化するニーズに対応した地域包括支援体制を確保していく上で、保健医療福祉の対人支援を担う専門職の役割が重要であり、その専門性を確保しつつ、各資格に共通する基礎的な知識や素養を身に付け、汎用性の高い多様な人材の育成を行うことが重要であるとされている。【資料1】

こうした中、本学の設立団体である周南市は、「第3次周南市健康づくり計画(2020~2029)」において、地域住民の生活に行動目標を設定することで健康寿命の延伸の実現を目指している。加えて、本学が周南市各課(地域福祉課、地域医療課、高齢者支援課、健康づくり推進課、こども支援課、文化スポーツ課)を対象としたヒアリングでは、本学において、スポーツ、看護、福祉のそれぞれの分野における高度な知識と技術を備えた専門職者を養成するとともに、分野を越えて人々や地域の健康を総合的に捉えることにより、複雑化する社会課題や健康課題の解決に寄与する教育、研究、地域貢献を進めていくことで、公立大学としての使命を果たしていくことが求められている。【資料2】

また、周辺の下松市と光市をはじめ、地元の体育協会、看護協会、社会福祉協議会などからも、県東部唯一の4年制大学として、様々な関係機関や他業種との連携を図りながら、地域の健康・医療・福祉の向上に寄与する専門職者の養成の要望があった。【資料3】

現在、生活習慣に関連したがん、循環器疾患、糖尿病などによる死亡が全死亡者の5割を占め、健康政策上、これらの疾病の予防と治療・回復の重要性がますます高まってきている。人々が自分らしく健康で幸福な生涯を過ごすためには、多様性を認め合い、包摂性を重んじて一人一人のエンパワメントを促進する社会の開発・変革と同時に、多様な人々の生活全体を視野にいれた未病、健康の維持・増進、疾病予防、疾病の治療・

回復を包括的にとらえることが、重要である。

本学では、公立大学として地域に貢献するため、健康増進、疾病予防、病気や障がいを有する人々に対してスポーツ健康科学、看護学、社会福祉学における各分野で専門的な知見と技能を有するとともに、3つの分野が融合し、かつ学際的に人間の健康を科学的にアプローチすることで、個人、家族、集団及びコミュニティの健康(Well-being)と生活を多角的、総合的にとらえ、より豊かな健康や生活の実現に寄与する専門職者を養成するため、スポーツ健康科学科、看護学科、福祉学科で構成する人間健康科学部を設置することとした。

【資料1】

平成 30 年版厚生労働白書 第1部第4章 (複雑化・多様化するニーズに対応した包括的な支援)、厚生労働省、

https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/18/dl/1-04.pdf

【資料 2】

第3次周南市健康づくり計画(2020~2029)、周南市、

https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/31/49160.html

【資料 3】

関係機関からの新学部学科設置の要望書

イ スポーツ健康科学科設置の趣旨及び必要性

(ア) これまでの本学における人材養成の実績

本学では、これまで、経済学部ビジネス戦略学科への保健体育教員養成課程の設置や、福祉情報学部人間コミュニケーション学科で、スポーツ科学の基礎知識を有する福祉人材の育成に取り組んできた。

平成 17 (2005) 年 4 月には、経済学部経営学科をビジネス戦略学科に名称変更し、スポーツマネジメントコースを新たに設置した。スポーツマネジメントコースでは、自ら戦略的に考え行動し、スポーツを通じた地域活性化に取り組む公務員や企業人、教育者の育成に取り組んできた。

また、平成19 (2007) 年4月には、福祉情報学部人間コミュニケーション学科に健康福祉専攻を設置した。健康福祉専攻では、介護予防の考え方を基盤に、高齢者や障がい者に対し、スポーツを通じた健康指導ができる「健康とスポーツの専門家」の育成を目指した。平成31 (2019) 年4月には、健康福祉専攻を発展的に解消し、生涯スポーツ専攻を新たに設置した。生涯スポーツ専攻では、スポーツ科学、社会福祉学及び介護学の基礎知識と実践力を備えた、レクリエーション・インストラクターや障がい者スポーツ指導員などの人材養成に取り組んできた。

このように本学ではその時々の社会と地域の状況に応じた人材養成に取り組んできたが、近年生起している人間の健康を巡る社会や地域の多様で複雑な状況に対する新たな人材養成が求められている。

(イ) 社会の状況

厚生労働省を中心に進められている日本の健康づくり政策は、昭和53(1978)年の第一次国民健康づくり対策から始まり、現在は平成25(2013)年からの「21世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本21(第二次))」を基本方針に進められている。この健康日本21(第二次)では、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」を目標として掲げている。【資料4】【資料5】

令和4年度版厚生労働白書では、がん、循環器疾患、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患 (COPD) などの生活習慣病は、日本人の死因の約5割を占めるなど、日本人の健康 にとって大きな課題となっており、生活習慣病に至るリスクを下げるための方策と して、身体活動(生活活動・運動)の効果を指摘している。【資料5(再掲)】

また、令和4(2022)年にスポーツ庁の発表した「第3期スポーツ基本計画」では、スポーツ庁が今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策の一つに「スポーツによる健康増進」を掲げている。ここでは、「健康増進に資するスポーツに関する研究の充実・調査研究成果の利用促進」と「医療・介護、民間事業者・保険者との連携を含む、スポーツによる健康増進の促進」が施策目標とされ、健康日本21(第二次)に掲げる健康寿命の延伸に、スポーツ実施率の向上を通じて貢献することを目標としている。【資料6】

このように、健康づくりの推進には、医療・介護サービスの充実や栄養・食生活などとともに、スポーツや身体運動への期待は高まっている。

日本の健康寿命は、令和元(2019)年において、男性 72.68歳、女性 75.38歳であり、3年ごとの調査において毎回延伸しており、確実にその政策が浸透している。

【資料7】「第3期スポーツ基本計画」によると、令和3(2021)年度の運動・スポーツを実施した理由で76.2%が健康のため、52.0%が体力増進・維持のためと回答し、スポーツや身体運動が健康にもたらす効果を認識していることがうかがえる。【資料8】

スポーツや身体運動は、生活習慣病などの予防だけでなく、怪我の予防に果たす役割も大きい。内閣府「令和4年度高齢社会白書」では、65歳以上の要介護者等の介護が必要となった原因として、骨折・転倒が13.0%と4番目に多くなっていることが示されている。【資料7(再掲)】

また、学校管理下における体育活動中の事故は減少傾向にあるものの、中学校・ 高等学校の熱中症発生のうち、部活動中におけるものが70%を超えている。【資料8 (再掲)】

以上のようなことから、スポーツや身体運動の指導者には、スポーツの技術指導や健康・体力の増進・維持のための知識だけでなく、傷病の予防、事故の発生時に 適切な対応をとることができる知識と技能が求められる。

このような社会状況の変化から単なるスポーツ指導者ではない、保健衛生学に関する知識を有した人材の養成が強く求められてきていることがわかる。事実、保健 医療関係者と連携しつつ、個々人の心身の状態に応じた、安全で効果的な運動を実施するための運動プログラムの作成及び実践指導計画の調整等を行う健康運動指 導士や医学的基礎知識、運動生理学の知識、健康づくりのための運動指導の知識・技能等を持ち、健康づくりを目的として作成された運動プログラムに基づいて実践指導を行うことができる健康運動実践指導者の活躍の場は、拡大しつつある。特に近年、病院、老人福祉施設、介護保険施設や介護予防事業等での健康運動指導士の増加が目立っている。【資料9】

一方、学校教育法施行規則が平成 29 (2017) 年 4 月 1 日に改正施行されたことによって、部活動の技術的な指導や大会への引率等を行うことを職務とする部活動指導員が制度化された。従来、外部指導者は、学校の顧問教諭等と連携・協力しながら技術的な指導を行ってきた。しかしこの制度化によって、部活動指導員は、安全・傷害予防に関する知識・技能の指導、事故が発生した場合の現場対応など、保健衛生学に関する知識・技能を求められるようになった。【資料 10】

また、スポーツ庁及び文化庁は、令和 4(2022)年 12 月に、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定した。ここでは、令和 2(2020)年 9 月に文部科学省が発表した「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」に対応するため、令和 5(2023)年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることが記されている。同ガイドラインでは、地域スポーツクラブの指導者について、スポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携し、生徒を安全・健康管理等の面で支えることを求めている。【資料 11】

このように学校部活動や地域スポーツクラブ活動のいずれにおいても、スポーツ・レクリエーションの技術指導だけではなく、生徒の安全管理、傷害予防、健康管理に関する知識や技能を有する指導者は不可欠な存在となっている。

【資料 4】

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針、厚生労働省、 https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/dl/kenkounippon21_01.pdf (引用部分:p1)

【資料 5】

令和 4 年版厚生労働白書-社会保障を支える人材の確保-、厚生労働省、 https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/21/d1/2-08.pdf (引用部分:pp392-393、p396)

【資料 6】

第3期スポーツ基本計画、文部科学省スポーツ庁、 https://www.mext.go.jp/sports/content/000021299_20220316_3.pdf (引用部分:p28、pp47-50)

【資料7】

令和4年版高齡社会白書、內閣府、

https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-

2022/zenbun/pdf/1s2s_02.pdf

(引用部分:pp26-29)

【資料8】

第3期スポーツ基本計画参考データ集、文部科学省スポーツ庁、 https://www.mext.go.jp/sports/content/000021299_20220316_5.pdf (引用部分:pp60-61)

【資料9】

健康運動指導士とは、公益財団法人健康・体力づくり事業財団、 https://www.health-net.or.jp/shikaku/shidoushi/index.html

【資料 10】

部活動指導員の制度化について、文部科学省スポーツ庁、

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00010.htm (引用部分:制度化について)

【資料 11】

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン、文部科学省スポーツ庁・文化庁、

https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227-spt_oripara-000026750_2.pdf (引用部分:pp14-16)

(ウ) 地域の状況

周南市の健康寿命は、平成27 (2015) 年において、男性79.3 歳、女性83.8 歳であり、前回調査時の平成22 (2010) 年より延伸し、健康寿命もわずかに増加している。【資料12】しかしながら、健康寿命の更なる延伸と健康格差の是正、生活習慣病の予防やスポーツ・医療・福祉分野における多業種連携による健康づくり施策の発展や介護・福祉サービスの充実は、全国と同様の課題として認識されている。

周南市における健康づくり施策は、「第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画」(令和2(2020)年度~令和6(2024)年度)において、市民一人ひとりの主体的な生活習慣改善への取組の推進や、関係機関との連携により、健康寿命の延伸を目指すことを健康づくり推進の基本方向としている。【資料13】具体的な取組みとして、「第3次周南市健康づくり計画」(令和2(2020)年度~令和11(2029)年度)では、栄養・食生活、こころの健康と休養、歯・口腔、たばこ・飲酒、健康管理とともに、身体活動・運動を取組分野の1つとしている。ここでは、日々の生活の中で意識的に身体を動かすことや自分に合った運動を見つけ続けること、積極的に外に出ることを行動目標としている。【資料12(再掲)】

また、令和3 (2021) 年度より、「部活動指導員の配置事業」と国が推進する休日の部活動に係る地域スポーツ・文化活動への段階的移行を踏まえた「やまぐち部活動改革推進事業」を周南市教育委員会は重点施策として開始した。【資料14】

今後、この事業の充実のために必要とされる人材には、「社会の状況」において既述したように、単にスポーツ・レクリエーションの技術指導だけではなく、生徒の安全管理、傷害予防、健康管理に関する知識と技能が必要とされることは、言うまでもないことである。

【資料 12】

第3次周南市健康づくり計画、周南市、

https://www.city.shunan.lg.jp/uploaded/attachment/54078.pdf https://www.city.shunan.lg.jp/uploaded/attachment/54080.pdf (引用部分:p13、pp33-34、p47)

【資料 13】

第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画、周南市、

https://www.city.shunan.lg.jp/uploaded/attachment/54507.pdf (引用部分:pp73-74)

【資料 14】

令和3年度周南市教育委員会の重点施策について、周南市教育委員会、

https://www.city.shunan.lg.jp/uploaded/attachment/66821.pdf (引用部分:p4)

(エ) スポーツ健康科学科設置の趣旨及び必要性

以上のように、高齢化が一層進む日本において、健康の増進にスポーツや身体運動が果たす役割は非常に大きく、また教育や競技スポーツの場においても、それらに携わる者に求められる知識は多様化・高度化している。

これまで本学で培ってきたスポーツ健康科学科設置につながる人材養成を基盤に、本学科では、社会や地域の状況や施策、要望に応えていくために、これまでの人材養成を上回る教育が必要と考え、医学・保健衛生学の知識を身に付けた上で、スポーツや身体運動を通して社会や地域、そこに暮らす人々の健康の増進に貢献できる人材を輩出することを目標とし、学位の分野を保健衛生学関係と体育関係の複合とした。

高齢化や過疎化が進む地方都市において、健康で安心して暮らせるまちづくりは、非常に重要であり、これらに貢献していくことが、公立大学として、またスポーツと健康について学ぶ本学科の使命であると考える。

ウ 看護学科設置の趣旨及び必要性

(ア) 社会的背景

内閣府の「令和4年度版高齢社会白書」によると、令和3 (2021) 年10月1日現在の我が国の高齢化率は28.9%であり、令和7 (2025) 年には30.0%、令和18 (2036) 年には国民3人に1人が65歳以上になると推計されており、今後一層高齢化が進むことが示されている。【資料15】

この高齢化を含む人口構造の変化や地域の実情に応じた医療提供体制の構築に 資することを目的に、看護職員の需要に関して、厚生労働省「医療従事者の需給に 関する検討会 看護職員需給分科会 中間とりまとめ(概要版)」で、看護職員の労 働環境の変化を鑑み、3つのシナリオで推計されている。令和7(2025)年には供給 推計 175~182 万人を大きく上回る需要推計 188~202 万人が必要と示されている。

【資料 16】

この要因の一つは地域包括ケアシステム構築の推進が挙げられる。令和7(2025)年には団塊の世代が75歳以上となること、在宅療養者数は令和22(2040)年には多くの二次医療圏においてそのピークを迎えることが見込まれている。令和7(2025)年度以降、後期高齢者の増加は緩やかとなるが、85歳以上の人口は、令和22(2040)年に向けて、引き続き増加が見込まれており、医療と介護の複合ニーズを持つ者が一層多くなることが見込まれる。

地域包括ケアシステムを支える医療機関においては、軽症急性期や急性期経過後の受け入れ・退院支援、在宅医療機能などを中心に担うことが想定されている。在宅復帰に向けた回復期医療を提供するためには、急性期ケアとは異なる看護ケアの充実や多職種との連携協働など、看護師に求められる活動範囲や役割は拡大し、量だけなく質の充実も求められている。今後の地域共生社会の実現に向けて、地域で高度医療を支えることと、地域包括ケアシステムを支えることを両立していくためには、病院を中心とした看護だけでなく、地域医療、在宅医療、訪問看護の場における看護実践能力が一層求められる。

医療のアクセスや質を確保しつつ、持続可能な医療提供体制を確保していくため、 医療機能の分化・強化、連携や、地域包括ケアシステムの推進、かかりつけ医機能 の充実等の取組が進められてきた。人口減少・高齢化はさらに進んでおり、医療ニ ーズの質・量が徐々に変化するとともに、今後は、特に生産年齢人口の減少に対応 するマンパワーの確保や医師の働き方改革に伴う対応が必要になることを踏まえ、 地域医療構想を引き続き着実に推進する必要が指摘されている。【資料 17】

また、保健師については、健康寿命の延伸に向けた地域での健康づくりや、難病、精神疾患、母子保健、児童福祉、高齢者保健福祉などの幅広い分野における健康課題への対応、感染症や多発する自然災害に対する健康危機管理体制の構築等、保健師に求められる役割も変化し、拡大している。そのような中、令和 4 (2022) 年 2 月に改正された「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」においては、都道府県及び市町村は、地域における健康危機管理体制の充実等の観点から、健康危機の発生に際して、保健所における必要な調査、住民からの相談への対応、その他専門的な業務を行うことのできる保健師等の専門技術職員の継続的な確保を図ることが位置付けられ、保健師の確保が喫緊の課題となっている。【資料 18】【資料 19】

以上のように、地域で高度医療を支えることと、地域包括ケアシステムを支えることを両立するためには、看護師は病院での看護提供の知識、技術だけでなく、地域医療、在宅医療の場でケアを提供する看護実践能力が求められる。さらに、看護師・保健師は、今後の地域共生社会の実現に向けた包括支援体制の中で、地域や住民の健康の強みや課題を見出し、地域住民、関係機関及び多職種・他業種が連携、協働することにより、人びとが生涯その人らしくより豊かに生きる力を引きだす看護の役割や機能を果たすことが期待されると考える。

【資料 15】

令和 4 年度高齢社会白書、内閣府、令和 4 (2022) 年 7 月、https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-

2022/zenbun/pdf/1s1s_01.pdf

(引用部分:第1章高齢化の状況)

【資料 16】

医療従事者の需給に関する検討会 看護職員需給分科会 中間とりまとめ案(概要)、厚生労働省、令和元(2019)年 10 月 21 日、https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 07437.html

(引用部分:pp. 1-4)。

【資料 17】

第8次医療計画、地域医療構想等について、厚生労働省、令和4(2022)年3月4日、https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000911302.pdf

【資料 18】

保健師の人材確保・人材育成の体制整備に向けた統括保健師の役割保健師確保 https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000968891.pdf

【資料 19】

地域保健行政の動向と保健師の役割、厚生労働省健康局健康課保健指導室 五 十嵐久美子、http://www.jpha.or.jp/sub/topics/20220719_1.pdf

(イ) 地域の状況

本学科の所在地である山口県の高齢化率は、内閣府の「令和4年度版高齢社会白書」によると、令和3(2021)年は35.0%と全国で3番目に高く、全国に先行して高齢化が進んでいる。

このような状況の中、山口県では「生涯を通じて健康で安心して暮らせる地域保健医療体制の確立」を基本理念とした「第7次山口県保健医療計画」を平成30(2018)年から令和5(2023)年の6年間の期間で策定している。この計画では、看護業務の高度化・多様化、そのニーズの増大を踏まえ、看護職員の確保定着を図るため、「養成確保」「離職防止・再就業支援」「資質向上」を柱とした対策が図られている。衛生行政報告例を基にした平成28(2016)年12月末の数的データとして、山口県の看護職員数は人口10万人あたり、1,735.9人(全国平均1,228.7人)、そのうち看護師は1,162.6人(同905.5人)、保健師は54.2人(同40.4人)と全国平均を上回っており、山口県における看護職員確保対策が順調に推移していることがうかがえる。その一方で、偏在の課題がある。山口県東部は中山間地域や島しよ部を多く抱え、今後より高齢化が進むと考えられる地域であるが、その中でも本学科が所在する周南市を含む周南医療圏の看護職員数は人口10万人あたり1,397.2人と山口県内で最も少ない状況である。【資料20】なお、直近の数値である、令和2(2020)年衛生行政報告例の概況では、人口10万人あたりの看護職員数は1,832.5人(全国平均1,315.2人)、そのうち看護師は1,263.6人(同1,015.4人)、保健師は55.5人(同44.1人)と看護職員確保対策が進んでおり、周南医療圏も

1,486.0人と増加しているものの、依然として山口県内で最も少ない状況にある。

また、全国に先行して高齢化が進んでおり、今後、在宅医療等のニーズがさらに増加することが見込まれることから、山口県においても「やまぐち高齢者プラン」(現在は第七次:令和3(2021)年度~令和5(2023)年度)」を策定し、積極的に地域包括ケアシステムの基盤強化を図っており、令和4(2022)年5月1日時点で地域包括支援センターの数も63か所と平成26(2014)年度から18か所増加している。加えて、「令和3年度医療介護総合確保促進法に基づく山口県計画」では、平成30(2018)年に651人であった訪問看護師数を令和3(2021)年には759人とする目標を掲げており、訪問看護ステーション数も県内8つの2次医療圏域すべてにおいて令和3(2021)年度より増加させる積極的な目標を掲げて対策を講じており、本学が養成する看護師・保健師の地域における需要は、今後も高まると考えている。【資料21】

【資料 20】

第 7 次山口県保健医療計画、山口県、平成 30 (2018) 年 3 月、 https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/45/14255.html

(引用部分:本編医療計画第3部pp. 281-284)

【資料 21】

令和3年度医療介護総合確保促進法に基づく山口県計画、山口県、令和4(2022)年2月、https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/45/14484.html (引用部分:pp.8-21)

(ウ) 看護学科の設置の趣旨及び必要性

本学科が所在する周南市を含む山口県東部には、現在、学士課程で看護師及び保 健師を目指せる教育機関、養成施設はない。したがって、大学で看護師及び保健師 を目指す当該地域出身者は、山口県内又は県外の大学に遠距離通学するか1人暮ら しを選択せざるを得ない状況である。このような状況において、周南市を含む山口 県東部に本学科を設置することは、当該地域の看護師、保健師を目指す学生に新た な進学先としての選択肢となるとともに、進学者の経済面や通学の利便性に寄与す る。また、上述の「令和3年度医療介護総合確保促進法に基づく山口県計画」によ ると、山口県内の新卒看護職員の県内就業率は、新型コロナウイルス感染症の影響 も考えられる令和 2 (2020) 年度は 70.3%と前年度の 61.6%より大幅に増加している ものの、平成28(2016)年度の65.5%から前年度までは毎年減少傾向にあった。さ らに看護職員の偏在の課題については、地域の状況でも述べた通り、令和2(2020) 年衛生行政報告例の概況では、人口 10 万人あたりの看護職員数は 1,832.5 人(全 国平均1,315.2人)、そのうち看護師は1,263.6人(同1,015.4人)、保健師は55.5 人(同44.1人)と看護職員確保対策が進んでおり、周南医療圏も1,486.0人と増 加しているものの、依然として山口県内で最も少ない状況にある。【資料21(再掲)】 周南市を含む山口県東部に本学科を設置することは、地域の看護師、保健師需要に も寄与すると考えている。

また、山口県が高齢者施策を総合的、計画的に推進することを目的に策定した「第七次やまぐち高齢者プラン」(令和3(2021)年度から令和5年(2023)年度)では、その計画の基本目標を「だれもが生涯にわたり、住み慣れた家庭や地域で、安心していきいきと暮らせる社会づくり」としている。看護職者は、あらゆる健康状態にある人に対して、身体的、精神的及び生活の側面から、科学的根拠に基づき、人びとの個別性に配慮した最適な看護実践を追求する能力を備える専門職である。住み慣れた地域での保健医療を受けられる環境の整備という点おいて、地域に根差し、住み慣れた地域に暮らす住民のヘルスプロモーションの向上、疾病や障がいを持ちながらその地域内で生活を継続し保健医療を完結させ、より豊かに生きる力を引き出すためには地域内の関係機関との連携、他業種を含めた連携協働が不可欠である。特に保健・医療・福祉のアクセスに一定の制限のある離島へき地などでは、そこに暮らし続けるために、関係者間のつながりを強め、限られた社会資源を最大限活用することが重要である。

以上のように、高齢化に伴う人口構造の変化や地域包括ケアの推進など、地域や住民の生活の特徴を踏まえた「地域共生社会」の実現に向けて、あらゆる健康状態にある人の Well-being を支えていく看護人材には役割の拡大と質の向上が一層求められる。

豊かな人間性と高い倫理観、幅広い教養を備え、高度な専門知識と技術を活用し、 多職種・他業種と連携、協働して、あらゆる健康状態にある人びとが生涯にわたり、 社会とのつながりの中で、その人らしくより豊かに生きる力を引きだす看護を実践、 探究でき、リーダー資質を備えた看護師及び保健師を養成することで、山口県内及 び県東部の期待に応え、広く保健医療福祉の向上に貢献していくことが本学科の使 命と考える。

【資料 21 (再掲)】

令和3年度医療介護総合確保促進法に基づく山口県計画、山口県、令和4(2022)年2月、https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/45/14484.html (引用部分:pp.5)

エ 福祉学科設置の趣旨及び必要性

(ア) 社会的課題

我が国では、高齢化や人口減少の急速な進行を背景に、地域でのつながりが弱まってきている。

福祉課題をめぐる現状に目を向けると、8050 問題や介護と育児のダブルケア等にみられるひとつの世帯に複数の分野にわたる生活課題が複雑に絡み合う状況が発生している。加えて、公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」にある問題を抱える人々も存在している。地域の住民が抱える複雑化・複合化した生活課題への対応として、従来のような「縦割り」で整備されてきた公的支援体制で適切に解決を図ることは難しくなっている。

この一連の課題に対しては、国を中心に住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともに創る「地域共生社会」の実現による解決を目指して、「公的支援の在り方を『縦割り』から『丸ごと』へと転換する改革」及び「『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへと転換する改革」を進めているところである。【資料 22】

特に改革のキーパーソンに位置付けられるソーシャルワーカーは、多職種多業種と協働して総合的・包括的な相談援助を実践することで、複数の制度やサービスを組み合わせて対象者の権利を保障する専門職である。

「地域共生社会」の実現によって生活課題の解決が促進され、地域で暮らす人々のWell-beingが向上するためには、人々やさまざまな機関に働きかけるソーシャルワーカーが不可欠であり、課題解決において中心的な役割を果たすことが期待される。

このような中、全国地域包括・在宅介護支援センター協議会の調査によると、社会福祉士が唯一必置となっている地域包括支援センターでは、4~5割が社会福祉士の採用に苦慮している実態が明らかとなっている。また、厚生労働省が発表した「『2040年を見据えた社会保障の将来見通し(議論の素材)』に基づくマンパワーのシミュレーション」によると、平成30(2018)年の医療福祉職の数は823万人であるのに対し、令和22(2040)年には計画ベースで1,065万人程度が必要となる推計が公表されており、ソーシャルワーカーへの社会的な期待の高まりと今後の福祉人材確保の観点から、社会福祉士をはじめとするソーシャルワーカーの養成は喫緊の課題であると考える。【資料23】

【資料 22】

「地域共生社会」の実現に向けて、厚生労働省 「我が事・丸ごと」地域共生社会 実現本部 H29 年 2 月 7 日 、

https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000150632.pdf)

(引用部分:pp. 1-2)

【資料 23】

『2040 年を見据えた社会保障の将来見通し(議論の素材)』に基づくマンパワーのシミュレーション、厚生労働省、平成 30 (2018) 年 5 月 21 日、https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-

Seisakutoukatsukan/0000207401.pdf

(イ) 地域の課題

「地域共生社会」の実現に向け山口県は、地域包括支援センターの機能強化を図るため、高齢者、障がい者、子どもなどの複合化した問題に対し、関係機関と連絡調整を行う包括的な体制づくりなど、体制の強化や総合相談機能(ワンストップ相談機能)、コーディネート機能の強化を支援している。

全国的に高齢化が進む中、山口県では令和元(2019)年の高齢化率が34.3%と、全国第3位の高齢化率となっており、全国に先行して高齢化が進行している。また、要支援・要介護認定者数も、令和2(2020)年度の約9万人から令和5(2023)年度には約

9万5千人に増加するなど、介護ニーズの増加が予想されるため、それに伴い介護の問題に対応できるソーシャルワーカーを安定的に確保する必要がある。【資料24】

また、令和4 (2022) 年 12 月、子どもへの虐待が過去最多を更新する中、政府は新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランにおいて、児童相談所の職員を令和5 (2023) 年度から令和8 (2026) 年度までの4年間で2,000 人増員する方針を固めた。その増員内訳は、令和5 (2023) 年度から令和6 (2024) 年度の2年間で児童福祉司を5,780人から6,850人へ(増員数:1,070人)、令和5 (2023) 年度から令和8 (2026) 年度の4年間で児童心理司を2,350人から3,300人へ(増員数:950人)増員することとなっている。【資料25】このように全国的な増員計画もあることから、今後山口県において子どもを対象としたソーシャルワーカーの需要が見込まれる。

これらの理由により、山口県では、地域包括支援センターや介護施設、児童相談所などの各種相談業務を中心とした福祉職の需要拡大が見込まれている。

【資料 24】

第七次やまぐち高齢者プラン (令和3年度~5年度)、山口県、令和4 (2022)年12月8日、

https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/45632.pdf

【資料 25】

新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン、厚生労働省、令和 4 (2022) 年 12 月 15 日、https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001024778.pdf

(ウ) 福祉学科設置の必要性

上記の社会的課題及び地域の課題で述べたように、「地域共生社会」の実現にあたってソーシャルワーカーへの社会的な期待は高まっており、多職種多業種と協働して総合的・包括的な相談援助を行うことのできる人材、地域で暮らす人々のWellbeing向上に貢献できる人材が必要となっている。

そこで本学は、この「地域共生社会」の実現に資する人材、すなわち福祉に関わる課題を発見し、多様な人材や機関等との連携・調整を図り、課題解決に主体的に取り組む能力及び、特定の分野に関する専門性だけではなく、高齢者、障がい者、子どもなどの複合化した問題に対応できる福祉サービス全般についての知識や技能、ソーシャルワーク能力を身につけた人材を養成する必要があると考え、福祉学科を設置しソーシャルワーカーを養成することとした。

本学科は、社会福祉士としての知識・技術を基盤としたソーシャルワーク能力をもとに、幅広い視野をもって、地域住民、関係機関、企業などをつなげ、地域で活躍できる人となるために必要な知識や技術を備えた人材を養成し、社会に輩出していくことで地域の期待に応え、地域のWell-being向上に貢献していくことを使命とする。

(3) 養成する人材像、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・ 実施の方針(カリキュラム・ポリシー)及び入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)

ア スポーツ健康科学科

(ア)養成する人材像

人体の構造と機能に関する分野の基礎知識を基に、スポーツや身体運動に関する 専門知識と技能を備えることによって、多様な健康状態、発育発達段階、生活環境 などにあるすべての人々の Well-being の向上や健康増進に貢献できる専門職者を 養成する。

(イ) 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

本学の教育理念を踏まえ、本学科で養成する人材像を実現するために必要となる 能力を吟味し、卒業認定・学位授与の方針を以下のとおり定めた。

本学科では、卒業要件の124単位以上を修得し、以下に定める能力を有すると認めたものに、学士(スポーツ健康科学科)の学位を授与する。

DP1: 国際化や多様化の進む現代社会において、健康やスポーツに関わる専門職者としての基本的な知識・教養を身につけ、人々の Well-being 向上に貢献できる能力を有している。

DP2: スポーツや身体運動の基盤となる人体の構造や機能に関する基礎知識を基に、健康増進に必要なスポーツや身体運動を実践できる能力を有している。

DP3:健康やスポーツに関する幅広い知識・技能と実践力に基づき、地域や社会の Well-beingの向上や健康増進に貢献できる能力を有している。

(ウ) 教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)の達成のため、以下のとおりの教育課程を編成・実施の方針を定めた。本学科の教育課程は「総合科目」、「専門基礎科目」及び「専門科目」で構成する。

CP1:総合科目には、国際化や多様化に対する知識や教養、技能を修得するとともに、地域を知り、諸課題を多面的に捉える能力を育むための科目を配置する。

CP2: 専門基礎科目には、Well-being の向上や健康増進を促進する上で必要となる人体の構造と機能に関する科目、スポーツや身体運動の基礎に関する科目を配置する。

CP3: 専門科目には、スポーツや身体運動に関する専門的知識や実技を学ぶための 科目、地域や社会の健康及びスポーツをテーマとした演習・実習科目を配置 する。

<教育方法と評価の方針>

a 教育方法の方針

- (a) 主に知識を修得し、理解を深めることを目的とした科目は、講義により実施する。
- (b) 主に修得した知識を生かし、模擬的な体験を通じて技術を身に付けることを 目的とした科目は、演習により実施する。
- (c) 主に知識や技術を実践的に応用するための能力を身に付けることを目的と した科目は、実習により実施する。
- (d) 必要に応じて履修者数の上限を設定し、少人数グループで授業を実施する。

b 評価の方針

- (a) 学修成果の評価は、公平性と透明性を確保するため、達成すべき基準をシラバスに定め、定期試験、小テスト、レポート、実技試験等から多面的・総合的に評価を行う。
- (b) 単位取得者の成績分布を定め、GPA 制を厳格に運用する。

(エ) 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)

養成する人材像、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づく教育内容等を踏まえ、以下のとおり入学者受入れの方針を定めた。

AP1: 高等学校における教育・科目を広く修得しており、健康やスポーツへの興味・関心を有している。

AP2:課題解決を行うための基礎的な思考力・判断力と、自らの考え方や意見を他者に論理的に伝えるための基礎的な表現力を備えている。

AP3:地域や社会の動向に関心を持ち、多様化、複雑化する健康やスポーツの諸課題に取り組む意欲がある。

(オ)養成する人材像及び3つのポリシーとの相関及び整合性

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーは、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン(平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会)の考え方や留意事項を踏まえて策定した。

ディプロマ・ポリシーについては、本学の教育理念に基づき、本学科で養成する人材像を実現するために、どのような能力を修得する必要があるか吟味し、養成する人材像を構成している要素を踏まえ策定した。次にディプロマ・ポリシーを達成するため、具体的な教育課程の編成・実施、学修成果の評価の在り方を検討し、カリキュラム・ポリシーを策定した。それにより、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは一体性を持ち、整合性が保たれるものとした。

アドミッション・ポリシーについては、高等学校等で身に付ける「学力の3要素」 を念頭に、本学科のカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、養成する人 材像へとつながっていくよう、一貫性に配慮して策定した。

これらの養成する人材像及び3つのポリシーと相関及び整合性については、相関 図やカリキュラムマップにおいて明確に示す。

【資料 26】

養成する人材像と3つのポリシーの相関図 (スポーツ健康科学科)

【資料 27】

カリキュラムマップ (スポーツ健康科学科)

イ 看護学科

(ア)養成する人材像

看護学科では、豊かな人間性と高い倫理観、幅広い教養を備え、高度な専門知識と技術を活用し、多職種・他業種と連携協働して、あらゆる健康状態にある人びとが生涯にわたり、社会とのつながりの中で、その人らしくより豊かに生きる力を引きだす看護を実践、探究できる人材を養成する。

(イ) 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

ディプロマ・ポリシーについては、本学の教育理念に基づき、看護学科で養成する人材像実現のために、どのような能力を修得する必要があるか吟味し、養成する人材像を構成する要素を踏まえて、策定した。ディプロマ・ポリシー策定にあたっては、学生がどのような能力を身に付ける必要があるか、資質と能力に関する目標を明確化し、学生が「何ができるようになるか」という点に重点を置いた。

看護学科では、卒業要件の127単位以上を修得し、以下に定める能力を有すると 認められた者に、学士(看護学)の学位を授与する。

DP1: 人間の尊厳を理解し、社会の一員として、倫理観や社会の規範に基づいた行動を修得している。

DP2:人間の心身の仕組み、あらゆる健康状態にある人びとの健康生活の保持増進、疾病予防、健康の回復のための治療及び健康や生活に関わる社会資源・制度に関する基礎的知識を修得している。

DP3: 多様な価値や文化を尊重し合う視点を持ち、あらゆる健康状態にある人び とがその人らしくより豊かに生きることを支援する倫理的態度を修得して いる。

DP4:看護実践に必要な専門的知識・技術と科学的根拠に基づく、対象者にとって の最適な看護を追求できる基礎的能力を修得している。

DP5:対象者を中心とした保健・医療・福祉チームや他業種との連携協働において、看護職の役割を果すために必要とされる相互に尊重しあうコミュニケ

ーションスキルの基礎を修得している。

DP6:知的好奇心を持ち、自ら課題を見出し、課題解決に向けて継続的・主体的に 探究、学習する能力を修得している。

(ウ) 教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)

本学の教育理念及び本学科の養成する人材像及び卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を達成するために、教育内容を抽出して教育課程を編成し、教育方法・学修過程、学修成果の評価の在り方について、以下のカリキュラム・ポリシーを定めた。

- CP1:総合科目には、人間の尊厳の理解や社会に関する幅広い教養を修得し、倫理的行動、論理的な思考、知識を活用する能力を育むための科目および、人びと、地域、多分野における well-being のとらえ方に関する科目を配置する。
- CP2: 専門基礎科目には、看護学を学ぶ上で必要な人間の心身の仕組み、あらゆる 健康状態にある生活者の健康生活の保持増進、疾病予防、健康の回復のため の治療及び健康や生活に関わる社会資源・制度に関する基礎的知識に関す る科目を配置する。
- CP3: 専門科目には、看護実践に必要な各看護分野の専門知識・技術及び科学的根拠に基づき、多職種・他業種との連携協働により、対象者にとっての最適な看護を追求する上で必要となる科目を配置する。
- CP4: 専門科目には、あらゆるライフサイクル及びあらゆる健康状態にある生活者の健康上の課題や強みを発見し、生涯にわたりその人らしくより豊かに生きる力を引きだす看護を実践、探求する上で必要となる科目を配置する。

<教育方法と評価の方針>

a 教育方法の方針

- (a) 自ら課題を見出し課題解決していく主体的・能動的な学修態度を身に付けることができるよう、アクティブ・ラーニングを活用した教育方法を取り入れる。
- (b) 知識の修得や理解を目的とする科目は主として「講義形式」で実施する。
- (c) 修得した知識の活用、模擬的な経験や体験的に知識や技術を修得する科目 は主として「演習形式」で実施する。
- (d) 専門的知識や技術を応用する実践的な能力を修得することを目的とする科目は臨地で、「実習形式」で実施する。
- (e) 「講義形式」の科目は 80 名で実施する。「演習形式」は授業内容に応じて、講義と演習を組み合わせて行い、必要に応じてシミュレーション教育を行う。演習内容によって 80 名 1 クラス又は 40 名ずつの 2 クラスに分けて行う計画である。

b 評価の方針

- (a) 知識を修得する科目は筆記試験により、到達状況を客観的に評価する。
- (b) 人間や社会の理解、倫理観等を修得し、レポート等により評価する科目及び 演習科目でパフォーマンスを評価する場合は客観的な到達目標及び到達レ ベルを学生と教員が共有した上で、ルーブリック形式の評価表により評価 する。
- (c) 実習科目は学生の学修プロセスを含めた客観的な到達目標と到達レベルを 学生と教員が共有した上で、ルーブリック形式の評価表により評価を行う。
- (d) 単位取得者の成績分布を定め、GPA 制を厳格に運用する。

(エ) 看護学科のアドミッション・ポリシー

養成する人材像を実現するために策定したディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラム・ポリシーに則った教育課程と「学力の3要素」である1.知識・技能、2. 思考力・判断力・表現力、3. 主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度を踏まえ、看護学科がどのような人材を求めるかについて、以下のアドミッション・ポリシーを策定した。選抜の方法、評価の比重等は入学者選抜の概要で述べる。

AP1:人に関心があり、他者と尊重しあう価値観を備えている。

AP2:看護や医療に関する専門知識や技術の修得に必要な意欲及び基礎学力を備 えている。

AP3:柔軟な発想で分析し、論理的思考に基づいて論述できる。

AP4:看護職者として社会に貢献する意思や具体的イメージを有している。

(オ)養成する人材像及び3つのポリシーとの相関及び整合性

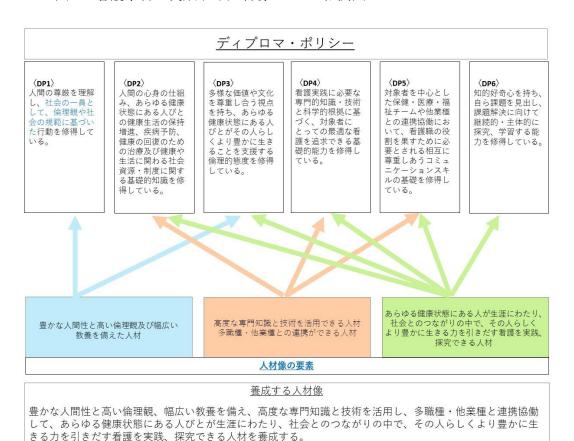
ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーは、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン(平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会)の考え方や留意事項を踏まえて策定した。

ディプロマ・ポリシーについては、本学の教育理念に基づき、看護学科で養成する人材像実現のために、どのような能力を修得する必要があるか、吟味し、養成する人材像を構成する要素を踏まえて、策定した。次に養成する人材像実現のためのディプロマ・ポリシーを達成できる教育課程の編成方針を作成し、ディプロマ・ポリシーを達成できる授業科目を選定し、学修の順序性や関連性に配慮して科目を配置した。「養成する人材像」を実現するディプロマ・ポリシー達成のために策定したカリキュラム・ポリシーで配置される科目を学ぶための適正や能力をアドミッション・ポリシーの相関は【資料 28】として明確にした。

本学科の「養成する人材像」とディプロマ・ポリシーの相関は、図1に示す。養

成する人材像に示す、豊かな人間性と高い倫理観及び幅広い教養を備えた人材はDP1、DP3の達成によって、高度な専門知識と技術を活用し多職種・他業種と連携協働ができる人材はDP2、DP4、DP5の達成によって、あらゆる健康状態にある人が生涯にわたり、社会とのつながりの中で、その人らしくより豊かに生きる力を引き出す看護を実践、探究できる人材はDP2、DP3、DP4、DP5、DP6の達成により実現する。

<図1:看護学科の養成する人材像と DP の相関図>



また、カリキュラム・ポリシーと各科目の相関は【資料 29】に、マトリックスで示し、カリキュラム・ポリシーと科目の相関の強いものを◎、相関のあるものを○で示した。

【資料 28】

看護学科が養成する人材像及び3つのポリシーの相関

【資料 29】

看護学科カリキュラム・ポリシーと科目の相関

【資料 74】

看護学科カリキュラムマップ

ウ 福祉学科

(ア)養成する人材像

地域の Well-being 向上のため、福祉に関わる課題を発見し、多様な人材や機関等との連携・調整を図り、課題解決に主体的に取り組む能力及び、特定の分野に関する専門性だけではなく、福祉サービス全般についての基本的な知識や技能と、ソーシャルワーク能力を身につけた人材を養成する。

本学科の養成する人材像を実現するためには、広範囲な分野で活躍する社会福祉士の資質・能力が必要不可欠であるとの考えから、社会福祉士養成課程における授業科目を必修科目として配置する。

(イ) 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

本学の教育理念に基づき、本学科で養成する人材像を実現するために必要となる 能力について吟味し、ディプロマ・ポリシーを次のように定めた。

本学科では、卒業要件の127単位以上を修得し、以下に定める能力を有すると認めたものに、学士(社会福祉学)の学位を授与する。

DP1: 国際化・情報化の進む現代社会において必要となる、ソーシャルワーカーとしての基本的な態度・知識・スキルを身につけ、人々の Well-being 向上に貢献できる能力を有している。

DP2: 専門的知識や技術を基に、人々や地域の福祉に関わる様々な課題を的確に捉え、必要な支援を明確化し、実践できるソーシャルワーク能力を有している。

DP3:社会を俯瞰し、多職種多業種との連携・協働を図り、多様化、複雑化する福祉課題の解決に貢献できる能力を有している。

(ウ) 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

本学の教育理念、本学科の養成する人材像及び学位授与方針に示した能力を修得するために、教育課程を「総合科目」「専門基礎科目」「専門科目」の3つの区分で編成し、ソーシャルワーカーとして必要な一般教養と共に専門的な知識や技能を身につけることを目指す。

これらを達成するために、次のとおりカリキュラム・ポリシーを定める。

CP1:総合科目には、国際化や情報化に対する知識や教養、技能を修得するとともに、地域を知り、諸課題を多面的に捉える能力を育むための科目を配置する。

CP2: 専門基礎科目には、ソーシャルワークを学ぶ上で必要となる社会福祉の原理・ 基盤・政策や社会制度の基礎に関する科目を配置する。

CP3: 専門科目には、チームの一員として福祉サービスを提供する上で必要となる 技術・知識を学ぶための科目を配置する。

CP4: 専門科目には、子どもやシニアへの福祉ニーズに対応し、地域における福祉施

策をマネジメントするための科目を配置する。

<教育方法と評価の方針>

a 教育方法の方針

- (a) 主に知識を修得し、理解を深めることを目的とした科目は、講義により実施する。
- (b) 主に修得した知識を生かし、模擬的な体験を通じて技術を身に付けることを 目的とした科目は、演習により実施する。
- (c) 主に知識や技術を実践的に応用するための能力を身に付けることを目的と した科目は、実習により実施する。
- (d) 必要に応じて履修者数の上限を設定し、少人数グループで授業を実施する。

b 評価の方針

- (a) 学修成果の評価は、公平性と透明性を確保するため、達成すべき基準をシラバスに定め、定期試験、小テスト、レポート、実技試験等から多面的・総合的に評価を行う。
- (b) 単位取得者の成績分布を定め、GPA 制を厳格に運用する。

(エ) 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)

本学科のディプロマ・ポリシーを達成するため、明確な目的意識と情熱を持ち、 高等学校で履修した教科・科目について基礎的な知識を有し、自分の考えを伝えられる能力、さまざまな課題に積極的に取り組む姿勢、コミュニケーションを効果的 に図り、相互理解に努めようとする態度を有する人を求める。

AP1: 高等学校における教育・科目を広く修得しており、ボランティア活動への興味・関心を有している。

AP2:課題解決を行うための基礎的な思考力・判断力と、自らの考え方や意見を他者 に的確に伝えるための基礎的な表現力を備えている。

AP3: 社会の動向に関心を持ち、幅広い視野と深い考察を育むことで、多様化、複雑 化する福祉課題に取り組む意欲がある。

(オ)養成する人材像及び3つのポリシーとの相関及び整合性

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーは、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン(平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会)の考え方や留意事項を踏まえて策定した。

ディプロマ・ポリシーについては、本学の教育理念に基づき、福祉学科で養成する人材像を実現するために、どのような能力を修得する必要があるか吟味し、養成する人材像を構成している要素を踏まえ策定した。次にディプロマ・ポリシーを達

成するため、具体的な教育課程の編成・実施、学修成果の評価の在り方を検討し、カリキュラム・ポリシーを策定した。それにより、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは一体性を持ち、整合性が保たれるものとした。

アドミッション・ポリシーについては、高等学校等で身に付ける「学力の3要素」 を念頭に、本学科のカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、養成する人 材像へとつながっていくよう、一貫性に配慮して策定した。

これらの養成する人材像及び3つのポリシーと相関及び整合性については、相関 図やカリキュラムマップにおいて明確に示す。

【資料 30】

養成する人材像と3つのポリシーの相関図(福祉学科)

【資料 31】

カリキュラムマップ (福祉学科)

(4) 研究対象とする中心的な学問分野

ア スポーツ健康科学科の中心的な学問分野

スポーツ健康科学科が研究対象とする中心的な学問分野は、「スポーツ健康科学」である。

イ 看護学科の中心的な学問分野

看護学科が研究対象とする中心的な学問分野は「看護学」である。

ウ 福祉学科の中心的な学問分野

福祉学科が研究対象とする中心的な学問分野は「社会福祉学」である。

2. 学部・学科等の特色

(1) 将来像答申の7つの機能

中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」において、大学は、全体として「1. 世界的研究・教育拠点、2. 高度専門職業人養成、3. 幅広い職業人養成、4. 総合的教養教育、5. 特定の専門分野(芸術、体育等)の教育研究、6. 地域の生涯学習機会の拠点、7. 社会貢献機能(地域貢献、産学官連携等)」等の各種の機能を併有するが、「高等教育の発展のためには、学校種ごとにそれぞれの位置づけや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開するとともに、個々の学校が個性・特色を一層明確にしていかなければならない」とされている。

この提言を踏まえ、本学部では「3. 幅広い職業人養成」及び「7. 社会貢献機能(地域貢献)」に比重を置いた教育研究活動を実施する。

(2) 学部・学科の特色

ア 学部の特色

人間健康科学部は、スポーツ健康科学、看護、社会福祉のそれぞれの分野における専門職者を養成するための教育・研究に加え、さらには、地域のWell-beingの向上に深く関わりを持つ3学科を同学部とし、他分野についての知識と教養も備えた人材を養成することで、地域の課題を総合的に俯瞰し、様々な機関等との連携・協働によってその解決を図り、地域社会に貢献する学部である。

イ スポーツ健康科学科の特色

本学部で実施する「3. 幅広い職業人養成」及び「7. 社会貢献機能(地域貢献)」を重視し、スポーツ健康科学科では次のような役割や機能を担い、特色とする計画である。

(ア) 幅広い職業人養成

スポーツ健康科学科設置の必要性でも述べたとおり、健康づくりの推進にはスポーツや身体運動が不可欠なものとなっている。

本学科では、多様な健康状態、発育発達段階、生活環境などにあるすべての人に対して、人体の構造と機能に関する基礎知識、スポーツと身体運動に関する専門的知識と技能によって、スポーツと身体運動を促進させ、健康で幸福な人と地域社会の創造に貢献する専門職者を養成し、社会に輩出する計画である。

(イ) 社会貢献機能(地域貢献)

本学は、スポーツ庁の「令和3年度大学のスポーツ資源を活用した地域活性化拠点形成・大学スポーツアドミニストレーター配置支援事業」に選定され、令和3(2021)年8月から専任のスポーツアドミニストレーターを配置した。このことを契機にして、周辺自治体、地域スポーツコミッション、総合型地域スポーツクラブ、学校、民間企業及び観光協会等と連携するコンソーシアムの設置を計画し、地域の活性化のための事業企画立案・実証実験・研究の実施を目指している。

本学では、既にこのようなプランの実現へ向けたキックオフイベントとして、令和3(2021)年10月に、「しゅうなんスポーツフェスタ in 徳山大学」、令和4(2022)年3月には、「徳山大学地域共創スポーツフォーラム」を開催した。これらの事業は、大学スポーツを通じた地域活性化について市民とともに検討する機会となった。スポーツ健康科学科の設置による医師やスポーツ医科学をはじめとするスポーツ健康科学の多様な分野の研究者の赴任は、本学がより一層科学的に地域の健康と幸福を高めるための「地域の成長エンジン」としての役割を果たしていく一助となる。

ウ 看護学科の特色

本学部で実施する「3. 幅広い職業人養成」および「7. 社会貢献機能(地域貢献)」に 比重を置いた教育、活動に基づき、看護学科では次のような役割や機能を担い、特色と

(ア) 幅広い職業人養成

今後の高齢社会においては、複雑化・多様化する保健医療提供体制の中で急性期ケアや疾病からの回復支援に関する看護実践に加えて、地域医療や在宅医療及び地域包括支援の場で、地域共生社会の実現に向けて、疾病や障がいがある人々と家族、在宅医療や安らかな死を迎える(エンドオブライフにある)人々と家族を支える看護実践能力が求められる。

看護学科では、急性期医療での看護実践能力に加えて、これからの地域共生社会において、多様性を尊重し合い、あらゆるライフサイクルあらゆる健康状態に合わせた健康づくり、疾病予防、疾病や障がいからの回復における看護、生涯その人らしくより豊かに生きる力を引きだす看護実践能力とリーダーの資質を備えた看護職者を養成する計画である。このような人材を養成することを目指し、看護学科では、あらゆる健康状態にある人びとの看護の実際を学び、看護実践能力を修得するために、高度医療機関、療養型医療機関や施設、在宅医療及び訪問看護などあらゆる健康状態にある人とその看護に接することにより、複雑化・多様化する医療提供体制において看護実践能力を修得できる場での実習を計画している。

養成する人材像に対応する、本学科の教育課程の特色の一つとして、看護学科では、1年次に、生涯発達し続ける人間のさまざまな健康レベル及び地域に暮らす人びとが、より豊かに生きる力について考え、看護の対象者を生活者としてとらえる視点を理解する実習として、成人期及び高齢期の対象者とかかわる「well-being 実習Ⅰ(地域の成人・高齢者)」、幼児期、学童期にある対象者とかかわる「well-being 実習Ⅱ(地域の幼児・学童期)」を計画している。また、4年次には1年次から醸成してきた、地域に暮らす人びとがその人らしくより豊かに生きる力を引きだす看護の視点を統合し、健康に関する地域の強みや課題を踏まえ、課題解決や地域の健康を創生する能力を養う実習として「well-being 実習Ⅲ(地域の健康課題)」を計画している。

本学科では、このような実習を含めた教育課程を通して、地域から学び、地域で活躍できる看護職者を育成する。

(イ) 社会貢献機能(地域貢献)

看護学科は前述のとおり、地域共生社会実現に向けて、多様性を尊重し合い、あらゆるライフサイクルあらゆる健康状態に合わせた健康づくり、疾病やけがからの回復における看護、看護の対象者がその人らしくより豊かに生きる力を引き出す看護実践能力とリーダーの資質を備えた看護職者を輩出していくことで、地域社会に貢献していく計画である。さらに、教員及び学生が、地域の健康関連行事や災害訓練ボランティアなどに積極的に参加する計画である。

さらに、看護学科実習室には、様々な状況設定に対応するシミュレーション室を 整備する計画である。地域の看護職者並びに卒業生等を対象とした研修に関しては、 実習室やシミュレーション室の機能を活用して、地域の看護職者等の生涯教育や看 護実践力の向上に貢献していく計画である。

また、本学は令和4(2022)年12月に「周南公立大学地域健康交流研究センター(以下「地域健康交流研究センター」という。)」を設置した。地域健康交流研究センターは、地域との連携協働により、地域の健康に関する課題解決に向けた研究並びに実践活動等を通じて、あらゆる健康状態にある人が、生涯、その人らしくより豊かな健康生活を実現していくことに寄与することを目的とし、その目的を達するために、①地域の健康に関する教育・研究に関すること、②地域の健康に関する実践に関すること、③地域の看護職者並びに卒業生等を対象とした研修に関することの事業を実施する計画である。

上記の事業を通して、地域の人びと、保健医療福祉専門職、健康に関わる他業種や関係機関との連携協働により、地域の健康課題を見出し、課題解決に向けた研究や地域住民の健康増進、健康生活支援に関する研究及び実践活動を地域に還元する計画である。

エ 福祉学科の特色

本学部で実施する「3. 幅広い職業人養成」及び「7. 社会貢献機能(地域貢献)」に比重を置いた教育、活動に基づき、福祉学科では次のような役割や機能を担い、特色とする計画である。

(ア) 幅広い職業人養成

福祉学科設置の必要性でも述べたとおり、「地域共生社会」の実現において、分野を問わない包括的な相談支援が実施できるよう、ワンストップで対象者やその世帯について分野横断的かつ包括的な相談・支援を実現する取り組みが始まっている。

本学科では、その取り組みにおいて必要とされている、多様な人材や機関との連携・調整を図り、課題解決に主体的に取り組むことができ、かつ福祉サービス全般についての基本的な知識や技能と子どもの福祉問題や高齢者を中心とする介護問題さらには複数の福祉領域にまたがる複合的な福祉問題の解決を担えるソーシャルワーク能力を身に付けた人材を養成し、地域のWell-being向上に貢献するため、そのような人材を社会に輩出する計画である。

(イ) 社会貢献機能(地域貢献)

令和 4 (2022) 年度に、本学福祉情報学部に所属する教員を中心として「周南圏域福祉プラットフォームみらい山口」を設置した。この会は、山口県周南圏域の福祉問題の解決に資する活動を行うことにより、周南圏域の地域福祉を向上させることを目的としている。この「周南圏域福祉プラットフォームみらい山口」では、施設からの依頼による職員へのスキルアップ研修の実施や、保育士の研究指導等を行ってきた。

さらに、令和5(2023)年度には「周南公立大学地域福祉学習センター」(以下「地

域福祉学習センター」という。)へと改称し、「地域人材の育成・定着」をテーマに、

(1) 地域における福祉の学習に関する業務、(2) 地域における福祉の研究推進に関する業務、(3) 地域連携及び地域貢献に関する業務を行う計画である。

令和 6 (2024) 年度以降は、本学科の教員が中心となって地域福祉学習センターを充実させ、更に活動の輪を広げながら地域に貢献する計画である。

さらに、山口県内を中心とする福祉施設や団体等から寄せられる福祉分野のボランティアニーズ(募集)に対しては、福祉学科の教員が中心となり学生をボランティアとして紹介、斡旋することで地域貢献につなげる計画である。具体的には福祉施設を利用する子どもや高齢者等への生活支援をはじめ、施設への慰問や施設行事のサポート等の福祉ボランティア活動を行う計画としている。

3. 学部・学科等の名称及び学位の名称

(1) 学部等の名称

	名 称	英訳名
学部の名称	人間健康科学部	Faculty of Human Health Sciences
	スポーツ健康科学科	Department of Health and Sport Sciences
学科の名称	看護学科	Department of Nursing
	福祉学科	Department of Social Welfare
	学士 (スポーツ健康科学)	Bachelor of Health and Sport Sciences
学位の名称	学士 (看護学)	Bachelor of Nursing Science
	学士 (社会福祉学)	Bachelor of Social Welfare

(2) 学部名称の説明

本学部は、生涯にわたり身体的、精神的、社会的に多様な健康状態にある人が、健康で幸福(Well-being)であるための環境と方法を創造できる看護、福祉、スポーツ健康科学分野の専門職者を育成することを目的とし、それぞれの専門職者の役割は、人間の健康の向上という点で一致している。したがって、学部の名称は「人間健康科学部(Faculty of Human Health Sciences)」とする。

(3) 学科名称と学位の説明

ア スポーツ健康科学科

本学科は、スポーツ健康科学を教育研究分野とすることから、学科の名称は「スポーツ健康科学科(Department of Health and Sport Sciences)」とする。また、学位の名称は「学士(スポーツ健康科学)(Bachelor of Health and Sport Sciences)」とする。

イ 看護学科

本学科は保健、医療、福祉、教育等における実践的な看護専門職の育成を目指していることから、学科の名称は「看護学科 (Department of Nursing)」とする。また、学位

の名称は「学士(看護学) (Bachelor of Nursing Science)」とする。

ウ 福祉学科

本学科は、社会福祉学を教育研究分野とすることから、学科の名称は「福祉学科 (Department of Social Welfare)」とする。また、学位の名称は「学士(社会福祉学) (Bachelor of Social Welfare)」とする。

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) スポーツ健康科学科

本学の教育理念、本学科の養成する人材像及び学位授与方針に示した能力を修得するため、教育課程を「総合科目」「専門基礎科目」「専門科目」を体系的に配置し、以下のカリキュラム・ポリシーを設定した。

CP1:総合科目には、国際化や多様化に対する知識や教養、技能を修得するとともに、 地域を知り、諸課題を多面的に捉える能力を育むための科目を配置する。

CP2: 専門基礎科目には、Well-being の向上や健康増進を促進する上で必要となる人体の構造と機能に関する科目、スポーツや身体運動の基礎に関する科目を配置する。

CP3: 専門科目には、スポーツや身体運動に関する専門的知識や実技を学ぶための科目、地域や社会の健康及びスポーツをテーマとした演習・実習科目を配置する。

ア 科目区分の設定

教育課程の編成については、学位授与の方針に基づき、科目の順序性、関連性等を考慮しながら配置し、「総合科目」「専門基礎科目」「専門科目」の3つの科目区分に大別し、さらに細分化した。

「総合科目」については全学的な科目であり、全学部・学科共通の考え方に基づき、「人間形成と個性伸長のための科目群」「地域の持続的発展と価値創造のための科目群」「リベラルアーツ科目群」「リテラシー科目群」の4つの科目群で構成する。

「専門基礎科目」は「基盤科目」と「基礎科目」の2つで構成する。

「専門科目」は「応用科目」「地域共創型演習・実習科目」「実技科目」及び「演習科目」の4つで構成する。

イ 各科目区分の科目構成

(ア)総合科目(必修23単位)

「総合科目」は、「人間形成と個性伸長のための科目群」「地域の持続的発展と価値創造のための科目群」「リベラルアーツ科目群」「リテラシー科目群」の4つの科目群で構成する。

全学的に必修科目である「周南 Well-being 創生入門」「周南 Well-being 創生論」

「教養スポーツ実習 I」「教養ゼミ」「情報リテラシー」「データサイエンス入門」「総合英語初級 I・Ⅱ」「総合英語初中級 I・Ⅱ」「英会話初級 I・Ⅱ」の他、本学科では、多様性に関する科目、地域に関する科目に関する科目を中心に配置し、「(CP1) 国際化や多様化に対する知識や教養、技能を修得するとともに、地域を知り、諸課題を多面的に捉える能力を育むための科目」として合計 46 科目を配置している。

(イ) 専門基礎科目(必修10単位)

「専門基礎科目」には、「(CP2) Well-being の向上や健康増進を促進する上で必要となる人体の構造と機能に関する科目、スポーツや身体運動の基礎に関する科目」として、人体の構造や機能、栄養や公衆衛生を学ぶ科目を「基盤科目」(9科目)、スポーツや身体運動の基礎を学ぶ科目を「基礎科目」(13科目)として合計 21 科目を配置している。

(ウ)専門科目(必修8単位)

「専門科目」には、「(CP3) スポーツや身体運動に関する専門的知識や実技を学ぶための科目、地域や社会の健康及びスポーツをテーマとした演習・実習科目」として合計 59 科目を配置している。

専門科目は4つの科目区分で構成する。

「応用科目」(35 科目)は、「身体活動と健康に関する科目群」(8 科目)、「アスリートサポートに関する科目群」(17 科目)、「社会とスポーツに関する科目群」(10 科目)の3つの区分に分け、健康やスポーツ、身体運動を発展的に学ぶ科目を配置している。

「実技科目」(9科目)は、専門的な実技科目を配置している。

「地域共創型演習・実習科目」(13 科目)は、「基盤科目」や「基礎科目」及び「応用科目」や「実技科目」の学びを生かして、健康やスポーツ、身体運動に関する地域課題を実践的に学ぶ科目を配置している。

「演習科目」(2 科目)は、卒業研究に関する科目を配置している。本学科では、基礎的研究力を養うため、全員に卒業研究を課すこととしている。基礎的な研究プロセスを学ぶため3年次に「専門演習 I」、4年次に「専門演習 II」を通年科目として配置し、4年後期に卒業研究発表を行う計画である。

なお、カリキュラム・ポリシーとこれらの科目の整合性及び相関については、【資料32】で明確にし、また【資料27 (再掲)】のカリキュラムマップにおいて授業科目とカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、養成する人材像の関係性を体系的に示す。

【資料 32】

カリキュラム・ポリシーと科目の相関 (スポーツ健康科学科)

【資料 27 (再掲)】

カリキュラムマップ (スポーツ健康科学科)

ウ 必修科目・選択科目の構成

本学科では、健康増進に貢献できる専門職者の養成を目指しているため、人体の構造や機能に関する基礎知識に関する科目及び養成する人材像や学位授与方針に示した人材の養成に欠かせない科目を中心に必修科目として配置した。

エ 配当年次の考え方

4年間を通して専門職としての基本的な態度・知識・技術を養うことができるよう講義、演習、実習を体系的に学べるよう科目を配置した。

「総合科目」は、1年次からの開講科目となっており、国際化や多様化の進む現代社会において、健康やスポーツに関わる専門職者としての基本的な知識・教養を身に付ける。

「専門基礎科目」は、1年次からの開講科目となっており、スポーツや身体運動の基盤となる人体の構造や機能に関する基礎知識を基に、健康増進に必要なスポーツや身体運動を実践できる能力を身に付ける。

「専門科目」のうち「応用科目」と「実技科目」は、一部を除き 2 年次から開講し、健康やスポーツに関する幅広い知識と技能を身に付け、3 年次の「地域共創型演習・実習」そして卒業研究科目である「演習科目」へとつなげる。

オ 科目の設定単位数の考え方

本学科では、「総合科目」における講義・演習科目(外国語を除く)は1単位当たり15時間、演習科目の外国語及び実習科目は1単位当たり30時間とする。また、「専門基礎科目」「専門科目」における講義・演習科目は、1単位当たり15時間、実習科目は1単位当たり30時間とする。

(2) 看護学科

看護学科の教育課程の編成にあたっては、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」 (大学における看護人材養成の在り方に関する検討会平成29年10月)、一般社団法人 日本看護系大学協議会「看護学士課程におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」 (平成29年11月)を参照し、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを策定し、看護学教育の構造と学生が修得すべき実践能力と教授すべき教育内容を決定した。

看護職者には、あらゆるライフサイクル及びあらゆる健康状態にある人々を対象とした看護実践能力が求められる。さらに、看護は、人の健康に影響を及ぼす環境にも働きかける必要があり、地域共生社会においては、看護職者は病院や施設内、また急性期ケアだけでなく、病気や障がいの有無にかかわらず、あらゆる健康状態にある人びとが持っている力を発揮できるよう環境を整えること、地域の健康に関する課題や強みを見出

し、資源を把握し、地域とともに地域の健康を創生していくことが今後の看護職者の重要な役割の1つと考える。

本学の教育理念及び本学科の養成する人材像及び卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に示した能力を修得できるように、教育課程は看護学を体系化する枠組みである「人間」「健康」「環境」「看護」を主軸とした上で、「総合科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」の3つの区分で編成した。

看護職者としての高い倫理観及び基本的な知識・技術・態度を具現した看護実践能力を修得するため、4年間を通して、講義、演習、実習を体系的に学ぶことができるよう科目の配当年次を決定し、以下のカリキュラム・ポリシーを定めた。

- CP1:総合科目には、人間の尊厳の理解や社会に関する幅広い教養を修得し、倫理的行動、 論理的な思考、知識を活用する能力を育むための科目および、人びと、地域、多分野 における well-being のとらえ方に関する科目を配置する。
- CP2: 専門基礎科目には、看護学を学ぶ上で必要な人間の心身の仕組み、あらゆる健康状態にある生活者の健康生活の保持増進、疾病予防、健康の回復のための治療及び健康や生活に関わる社会資源・制度に関する基礎的知識に関する科目を配置する。
- CP3: 専門科目には、看護実践に必要な各看護領域の専門知識・技術及び科学的根拠に基づき、多職種・他業種との連携協働により、対象者にとっての最適な看護を追求する上で必要となる科目を配置する。
- CP4: 専門科目には、あらゆるライフサイクル及びあらゆる健康状態にある生活者の健康上の課題や強みを発見し、生涯にわたりその人らしくより豊かに生きる力を引きだす看護を実践、探求する上で必要となる科目を配置する。

【資料 33】

モデル・コア・カリキュラムとの整合性

ア 科目区分の設定及びその理由

教育課程の編成については、ディプロマ・ポリシーに対応したカリキュラム・ポリシーに基づき、科目の順序性、関連性を考慮し、「総合科目」「専門基礎科目」「専門科目」の3つの科目区分を体系的に編成した。

「総合科目」: 全学部・学科共通の4つの科目群

本学の教育理念及び看護学科が養成する人材像と特色に基づき、「人間形成と個性伸長のための科目群」「地域の持続的発展と価値創造のための科目群」「リベラルアーツ科目群」「リテラシー科目群」の4つの科目群に区分された科目を配置する。

「専門基礎科目」

人間の心身の仕組み、あらゆる健康状態にある生活者の健康生活の保持増進、疾病予防、健康の回復のための治療及び健康や生活に関わる社会資源・制度に関する

基礎知識を修得し、人間を身体的、精神的、社会的側面から全人的にとらえ、看護の専門科目を学ぶ基礎とする科目を「専門基礎科目」として配置する。

「専門科目」

「基礎看護分野科目」「生涯発達看護分野科目」「広域看護分野科目」「統合分野科目」「実習科目」「保健師課程科目」の6つの科目群に区分した。看護実践に必要な各看護領域の専門知識・技術及び科学的根拠に基づく看護実践能力、多職種・他業種との連携協働、生活者を全人的にとらえ、対象者に最適な看護を行う過程を系統的かつ段階的に修得できるよう科目を配置する。また、ライフサイクル及びあらゆる健康状態にある生活者の健康上の課題や強みを発見し、生涯にわたりその人らしくより豊かに生きる力を引きだす看護を実践、探求するための科目を「専門科目」として配置する。

CP1 に基づいて配置される総合科目のうち、特に「周南 Well-being 創生入門」「持続可能な社会とダイバーシティ」、「周南 Well-being 創生論」は、CP4 に基づいて配置される専門科目「well-being 実習 I (地域の幼児・学童期)」、「well-being 実習 II (地域の幼児・学童期)」、「well-being 実習 II (地域の健康課題)」と関連し、1年次の「well-being 実習 I (地域の幼児・学童期)」、「well-being 実習 II (地域の成人・高齢者)」で、体験的に人の生活、それぞれの人の健康の価値を知ることが、各看護分野科目の概論において看護の対象者を理解する基礎となり、さらに各看護分野科目の看護方法及び看護実践の科目に接続する。また、「well-being 実習 I (地域の幼児・学童期)」、「well-being 実習 II (地域の幼児・学童期)」、「well-being 実習 II (地域の幼児・学童期)」、「well-being 実習 II (地域の幼児・学童期)」、「well-being 実習 II (地域の成人・高齢者)」は、2年次以降の実習で、看護の対象者が地域に暮らす生活者であることを踏まえて看護を実践する基礎となる。

CP1 に基づいて配置される総合科目のうち特に「倫理学 I」、「心理学 I」や CP2 に基づいて配置される専門基礎科目で身体的、精神的、社会的健康状態、疾病の成り立ちと回復の促進及び看護の対象者が利活用する制度等の基礎を理解する。この基礎知識は CP3 及び CP4 に基づいて配置される各看護分野科目で、対象者を全人的に捉え、科学的根拠に基づく看護を追求する思考の基盤となる。

CP3 及び CP4 に基づいて配置される専門科目は、講義科目、演習科目、実習科目で構成され、講義科目である各看護学概論において、専門領域の特徴や看護の対象者を理解し、演習科目である各看護方法では対象者を全人的に捉えるとともに、科学的根拠に基づき、かつ多職種のチームによる看護の方法を修得する。さらに各看護分野科目の看護実践では対象者の状況に適した看護実践を追求する能力の修得へと応用・発展させていく。各看護分野科目の看護方法や看護実践で修得する能力は相互に関連し合う。実習科目では既習の科目における知識、技術、態度を統合し、対象者に科学的根拠に基づき、かつ個別性に配慮した看護実践を計画的に展開する基礎的な能力を身に付ける。また、各実習での看護実践の振り返りを積み重ねることを通じて、対象者がその人らしくより豊かに生きる力を引きだす看護を追求する能力へと発展させていく。

CP4 に基づいて配置される統合分野科目のうち、「多職種連携」、「家族看護学」、「災害看護論」、「へき地・地域医療」は看護分野科目に横断的に連動し、CP1、CP2、CP3 に基づく既習の科目を基盤として応用し、看護職者としての能力を統合、発展させ、「統合実習」、「well-being 実習Ⅲ(地域の健康課題)」に接続する。また、「研究方法論」で自ら課題を発見し、解決するプロセスを学び、最終的に「卒業研究」によって、自ら保健医療、看護の課題を発見し、解決する能力の修得を促進する。

【資料 74】

看護学科カリキュラムマップ(再掲)

イ 各科目区分の科目構成とその理由

(ア) 総合科目

「人間形成と個性伸長のための科目群」

人びと、地域及び多分野における well-being のとらえ方の基礎を学び、専門科目の well-being 実習に連動する全学共通の必修科目として、「周南 Well-being 創生入門」「周南 Well-being 創生論」、「教養スポーツ実習 I」を配置する。

「地域の持続的発展と価値創造のための科目群」

防災、減災のためのリスクマネジメントの基礎を学び、専門科目の「災害看護論」に関連する「自然災害と防災」を配置し、持続可能な地域の在りようや周南地域を理解する科目として「地域づくり論」「周南地域と産業」を配置する。

「リベラルアーツ科目群」

人間に対する理解や倫理観、教養を身に付ける、「倫理学 I 」「心理学 I 」「日本 国憲法」「生活と経済経営」及び外国語科目を配置する。

「リテラシー科目群」

初年次教育としての「教養ゼミ」、 情報化社会における知識や能力の活用を育む科目として、「情報リテラシー」、「データサイエンス入門」を配置する。英語の話す、聞く能力を段階的に修得するために、「総合英語初級 $I \cdot II$ 」「英会話初級 $I \cdot II$ 」「総合英語初中級 $I \cdot II$ 」を必修科目として配置する。

総合科目には、必修科目 15 科目、選択科目 24 科目と合わせて 39 科目を配置する。

(イ) 専門基礎科目

学部共通科目として「人間と健康」を必修科目として配置し、看護学、スポーツ 健康科学、福祉学の分野に共通する、人間の身体の構造と機能、身体活動、疾病の 予防、健康の回復、維持・増進、健康に影響する人とのつながり、社会資源や社会 制度を活用して人びとがその人らしくより豊かに生きる力を引き出す視点の涵養につなげる。

a 必修科目

看護の専門理解を学ぶ基礎となる知識や制度を生涯発達する存在としての人間について理解する「生涯発達論」、人間の身体の仕組みについて理解する科目として「人体の構造と機能 II」「栄養代謝学」「微生物・感染制御学」、人の疾病の成り立ちと治療、回復過程について理解する科目として「臨床薬理学」「周産期小児期疾病治療論」、「成人期疾病治療論」「高齢期疾病治療論」「精神疾病治療論」を配置する。また集団の健康や疾病予防を理解する科目として「公衆衛生」、健康や療養に関わる制度や資源に関する科目として「社会福祉学」を配置する。

b 選択科目

看護のすべての専門分野に関連する遺伝医療やゲノム医療の基礎を理解する科目として「臨床遺伝学」、既習の実習等を通して自身のコミュニケーションスキルを振り返り3年後期の実習に向けて必要なコミュニケーションについて体験的に理解する「コミュニケーションスキル」、患者・看護師双方に安全な介助を理解する「安全な患者介助」、まちづくりに関わる基本概念を理解し、まちづくりについて理解する「健康まちづくり論」を配置する。

専門基礎科目には、必修科目 13 科目、選択科目 4 科目と合わせて 17 科目を配置する。

(ウ) 専門科目

専門科目は、「基礎看護分野科目」「生涯発達看護分野科目」「広域看護分野科目」 「統合分野科目」「実習科目」「保健師課程科目」の6つの科目群に区分した。

「基礎看護分野科目」

看護学への導入、患者との良好な人間関係について理解する「看護学概論」、「コミュニケーション論」、生活者に対する日常生活援助技術及び診療に伴う技術を修得する「基礎看護技術 I 」、「基礎看護技術 II」、看護の実際に結び付けるための看護における全身及び系統的な身体診察の基本を理解する「ヘルスアセスメント」、看護理論を活用した問題解決過程を学ぶ「看護過程」、医療や看護場面で生じる倫理的問題へのアプローチの基礎を理解する「看護倫理」、看護サービスのマネジメントや看護の質評価や質保証、マネジメント理論の基礎を理解する「看護管理学」の8科目(12単位)を配置する。

「生涯発達看護分野科目」

各ライフサイクルにおける看護の対象者と看護方法を系統的かつ段階的に理解する科目として、「セクシュアルリプロダクティブ看護学概論」「セクシュアルリプロダクティブ看護実践」「小児看護学概論」「小児看護方法」「小児看護方法」「小児看護方法」「成人看護学概論」「成人看護方法」「成人急性期看護実践」「成人慢性期看護実践」「高齢者看護学概論」「高齢者看護方法」「高齢者看護実践」の13 科目(18 単位)を配置する。

「広域看護分野科目」

地域や在宅ですべてのライフサイクルにある人びとの看護方法を理解する「地域・在宅看護概論」、「地域・在宅支援論」、「地域包括支援論」、「地域・在宅看護実践」、「精神看護学概論」、「精神看護方法」、「精神看護実践」の7科目(10単位)を配置する。

「統合分野科目」

看護の専門分野と横断的に連動し、広域の看護活動の場や看護方法の理解、専門領域の理解を深化、統合させる科目、チーム医療の基礎を理解する「家族看護学」、「多職種連携」、「災害看護論」、「へき地・地域医療」、「国際保健」を配置する。また、自ら課題を見出し課題解決に向けて主体的に探究、学習する能力を醸成する「研究方法論」、「卒業研究」を配置し、合計7科目(11単位)を配置する。

専門科目の選択科目は4年後期に今後のキャリア形成につながる「看護政策論」、「看護教育」、「医療経済学」を配置する。

「実習科目」

13 科目(23 単位)配置する。入学直後に地域に暮らすさまざまな世代の人びとふれあい、人と健康について理解する早期体験型実習として、「well-being 実習 I (地域の成人・高齢者)」「well-being 実習 II (地域の幼児・学童期)」2 年前期には病院で療養する対象者を理解する「基礎看護実習 II」、2 年後期には日常生活援助を中心とした看護実践の基礎を学ぶ「基礎看護実習 II」、3 年後期には各専門領域の対象者の特性や看護の特徴を理解し、計画的に看護を実践する「母性看護実習」「小児看護実習」「成人急性期看護実習」「成人慢性期看護実習」「高齢者看護実習」「精神看護実習」「地域・在宅看護実習」を配置する。4 年前期には学生が希望する領域の看護を探求する「統合実習」、地域や住民の生活の特徴を踏まえて、地域の健康の強みや課題を見出し、地域の住民、関係機関及び多職種・他業種との連携協働により、地域住民が生涯その人らしくより豊かに生きる力を引き出す看護実践に必要な基礎的能力を修得する「well-being 実習Ⅲ(地域の健康課題)」を配置する。

(エ) 保健師課程について

保健師課程を選択できる学生数は選抜選択制により20名とする。

保健師課程の定員は実習指導を適正に行うための教員数、実習受け入れ可能な施設数を勘案し20名以内とする。なお、希望者が20名に満たない場合であっても選抜を行う。

保健師国家試験受験資格を希望する者は、看護師課程の卒業要件 127 単位に加えて保健師課程科目の 20 単位を履修し、合計 147 単位以上を修得することとする。

a 履修ガイダンス

保健師課程の選択に関しては、入学当初ガイダンスで周知し、2年次の学年別ガイダンスでも周知する。

b 保健師課程の志願要件

- (a)「保健師課程志願願」の提出。
- (b)「公衆衛生看護学概論」「公衆衛生看護活動 I 」「公衆衛生看護活動 II 」の単位を修得している。
- (c) 保健師国家試験受験資格科目の履修に対する意欲が認められる。
- (d) 保健師としての就業を強く希望している。

c 選抜時期及び選考基準

選抜時期は2年後期終了時とする。

選考基準は以下のとおりとする。

- (a)「保健師課程志願願」の内容。
- (b) 学生本人が目的意識を持ち、保健師課程を希望している。
- (c) 2年後期終了時の GPA。
- (d)「公衆衛生看護学概論」、「公衆衛生看護活動 I」、「公衆衛生看護活動 II」の成績上記4つの内容を総合的に評価し、合否を決定する。

d 選抜試験に合格しなかった学生に対する対応

- (a) 選抜試験で不合格になった学生が修得した「公衆衛生看護学概論」「公衆衛生看護活動 I 」「公衆衛生看護活動 II 」の単位のうち、5 単位は卒業要件単位に含めることができる。
- (b) 引き続き保健師を希望する場合は進路に関して、チューターと連携して丁寧 に相談や助言に応じる。

e 保健師課程科目の履修

2 年前期公衆衛生看護の理念や対象者、活動に関する「公衆衛生看護学概論」、2 年後期で、地域で生活する人の健康課題と支援に関する「公衆衛生看護活動 I 」、産業保健、学校保健の機能、内容及び支援方法に関する「公衆衛生看護活動 II 」を履 修する。3年前期は「公衆衛生看護方法」を選択する。4年前期に、「保健医療福祉 行政論」により、公衆衛生看護を実践する基盤となる仕組みや制度に関する基礎知 識を修得し、「地区活動論」により地区診断の基礎的能力、「疫学演習」により健康 を評価し健康課題を解決するために必要な統計分析の基礎、「地域保健活動展開論」 により地域組織活動に関する基礎的知識、「公衆衛生看護管理論」により、公衆衛生 看護管理の機能について理解した上で、臨地実習を行う。

4年前期から4年後期にかけて、地域の健康課題と保健所、保健センターにおける公衆衛生看護活動を展開する「公衆衛生看護実習I」、産業保健、地域包括支援センターにおける地域の多様な場における個人、家族、集団を対象とした公衆衛生看護活動を理解する、「公衆衛生看護実習II」を履修し、4年後期には公衆衛生看護実習を通して学習したさまざまな保健福祉活動や保健事業の評価方法を理解する「保健活動評価」を履修する。

(オ) 配当年次の考え方

a 「総合科目」

看護学科は、1年次及び2年次を中心に、人間の理解、論理的な思考、知識を活用する能力、高い倫理観と幅広い教養に関する科目として「総合科目」を配当した。

b 「専門基礎科目」

1年次及び2年次を中心に配当し、人間及び人の健康の理解、人間の心身の仕組み、様々な健康状態にある人々の健康生活の保持増進、疾病予防、健康の回復のための治療や健康生活に関わる社会資源・制度について学び、看護の対象者を全体的にとらえて看護を行う前提となる基礎的知識を身に付けるための科目を配置する。

c 「専門科目」

看護職者としての社会に貢献する意思の維持、主体的に看護学を探求する能力、 看護職者として社会に貢献する具体的なイメージや意欲を醸成するために、1年次 より配当した。複雑で多様な対象者のニーズに添った最適な看護を提供するために 必要な看護の基盤を形成する基礎看護分野、生涯発達看護分野、広域看護分野、統 合分野の4つに分類した科目を配置する。看護学実習は、対象理解や対象者のニー ズに添った最適な看護を提供する方法を段階的に学べるように配置する。入学当初 は、人、生活、健康について早期体験型の実習を通して理解し、2年次から3年次 は療養生活を送る対象者のライフサイクルや健康状態の特徴に応じた看護を理解 し、4年次には既存の知識・技術を統合した実習を行うとともに、地域を俯瞰し、 地域や住民の生活の特徴を踏まえた「地域共生社会」実現に向けた看護実践を理解 する実習科目を配置する。

d 「実習科目」

本看護学科の実習の配当年次の考え方として、地域の生活者とのパートナーシッ

プを基盤として、地域の保健、医療における強みや課題を見出し、地域住民の健康 づくり、あらゆる健康状態にある人が、その人らしくより豊かに生きる力を引き出 す看護実践能力を身に付けた人材を養成するために段階的な実習を実施する。

1 年次

生涯発達し続ける存在である人間のあらゆる健康レベルを理解する第一段階として、地域に暮らすさまざまな世代の人びと、人の生活、人の健康のとらえ方を知り、自分らしくより豊かに生きること、について理解することを目的として、「well-being 実習 I (地域の成人・高齢者)」、「well-being 実習 I (地域の幼児・学童期)」を計画している。「well-being 実習 I (地域の成人・高齢者)」は、職域や地域で活動する成人期・高齢期の人びととのふれあいを通して、就労やコミュニティでの活動、生活及び健康のとらえ方を知り、地域に暮らす人々がその人らしく豊かに生きるとはどういうことかを考え、また、看護の対象者を生活者としてとらえる視点を身に付ける。「well-being 実習 II (地域の幼児・学童期)」では、保育園や学童クラブでの子どもの遊びや生活の観察や子ども及び子どもの周囲の人とのふれあいを通して、子どもの生活の実際(遊びを含む)を知り、一人ひとりの子どもが、その子らしく豊かに生きることはどういうことかを考え、また、看護の対象者を生活者としてとらえる視点を身に付ける。

2 年次

2年前期に配置する「基礎看護実習 I」では、病院内での看護実践の場で、看護の対象者や環境を理解し、看護のメタパラダイム(人間、環境、健康、看護)への理解を深める。また、看護の対象者の療養生活の場である環境(病棟・外来・他の部門)の特徴と機能を知るとともに、対象者に向き合う看護者としてのコミュニケーションの在り方を学ぶ。2年後期に配置する「基礎看護実習 II」では、講義や演習で学んだ理論、専門知識や技術を基に、病院で療養生活を送る患者の基本的ニードの充足を焦点に、科学的根拠に基づく日常生活援助を中心とした看護実践過程を経験する。

実際の援助体験を通して、対人関係の成立、対象を全人的にとらえる視点、健康上のニーズの把握とその解決のプロセスの重要性、理論と実践の統合を意識しながら、看護実践能力の基礎を培う。病院において、1名の患者を受け持ち、患者の日常生活援助を主とした看護過程の展開を行う。あわせて看護職に必要となる態度を養う。

3 年次

3年後期に配置する実習では、看護の対象者である生活者に対して、既習の理論、専門知識及び技術を各専門領域の対象者の特徴を踏まえて、科学的根拠に基づく対象者に最適な看護を計画的に実践する基礎的能力を養う。救命、生命の危機からの回復支援、心身の病気や障がいがある人の療養生活、在宅医療にかかわ

る看護実践、妊娠出産子育で期、小児期、成人期、高齢期にある人の看護実践、精神看護、地域・在宅療養者と家族を全人的に理解し、対象者のニーズに応える 看護実践能力を身に付けるために、「母性看護実習」「小児看護実習」「成人急性期 看護実習」「成人慢性期看護実習」「高齢者看護実習」「精神看護実習」「地域・在 宅看護実習」を実施する

4 年次

「統合実習」で、既習の知識や技術を統合して、複数課題に対応する看護実践や専門領域特有の看護実践、管理的な視点、多職種連携協働における看護職者の役割・機能の強み、課題を理解する実習を経験する。さらに、「well-being 実習 III(地域の健康課題)」では、生活者の健康を総合的にとらえ、地域や住民の生活の特徴を踏まえ、地域の住民、関係機関及び多職種・他業種との連携協働により、地域住民が生涯その人らしくより豊かに生きる力を引き出す看護実践に必要な基礎的能力を身に付ける。

(カ) 科目の設定単位数の考え方

具体的には「総合科目」における講義・演習科目(外国語を除く)は、1 単位当たり 15 時間、演習科目の外国語及び実習科目は 1 単位当たり 30 時間とする。また、「専門基礎科目」「専門科目」における講義は 1 単位当たり 15 時間、演習科目は、1 単位当たり 30 時間、実習科目は 1 単位あたり 45 時間とする。

(3) 福祉学科

本学の教育理念、本学科の養成する人材像及び学位授与方針に示した能力を修得するため、教育課程を「総合科目」「専門基礎科目」「専門科目」の3つの区分で編成し、ソーシャルワーカーとして必要な一般教養とともに専門的な知識や技能を身に付けることを目指している。

これらを達成するために定めたカリキュラム・ポリシーは次のとおりである。

- CP1:総合科目には、国際化や情報化に対する知識や教養、技能を修得するとともに、 地域を知り、諸課題を多面的に捉える能力を育むための科目を配置する。
- CP2: 専門基礎科目には、ソーシャルワークを学ぶ上で必要となる社会福祉の原理・基盤・政策や社会制度の基礎に関する科目を配置する。
- CP3: 専門科目には、チームの一員として福祉サービスを提供する上で必要となる技術・知識を学ぶための科目を配置する。
- CP4: 専門科目には、子どもやシニアへの福祉ニーズに対応し、地域における福祉施策をマネジメントするための科目を配置する。

ア 科目区分の設定及びその理由

教育課程の編成については、学位授与の方針に基づき、科目の順序性、関連性等を考

慮しながら配置し、「総合科目」「専門基礎科目」「専門科目」の 3 つの科目区分に大別し、さらに細分化を行った。

「総合科目」については全学的な科目であり、全学部・学科共通の考え方に基づき、「人間形成と個性伸長のための科目群」「地域の持続的発展と価値創造のための科目群」「リベラルアーツ科目群」「リテラシー科目群」の4つの科目群で構成する。

「専門基礎科目」は社会福祉の原理を学ぶ「社会福祉の基礎」1つで構成する。

「専門科目」は「ソーシャルワーク系科目」「子ども系科目」「シニア系科目」「地域系科目」の4つで構成する。この科目区分には、対象者やその世帯について分野横断的かつ包括的な相談・支援を実現する取り組みが始まっていることを受け、その取り組みにおいて必要とされる多様な人材や機関との連携・調整を図り、課題解決に主体的に取り組むことができ、かつ福祉サービス全般についての基礎的な知識や技能とソーシャルワーク能力を身に付けた人材を養成するための科目を配置している。それらの科目を、学生が自分の進みたい進路やキャリアを念頭に科目選択がしやすくなるよう「ソーシャルワーク系科目」「子ども系科目」「シニア系科目」「地域系科目」の4つに分類した。

イ 各科目区分の科目構成とその理由

(ア)総合科目(必修19単位)

「総合科目」は、「人間形成と個性伸長のための科目群」「地域の持続的発展と価値創造のための科目群」「リベラルアーツ科目群」「リテラシー科目群」の4つの科目群で構成する。

原則として全学的に必修科目としている「周南 Well-being 創生入門」「周南 Well-being 創生論」「教養スポーツ実習 I」「教養ゼミ」「情報リテラシー」「データサイエンス入門」「総合英語初級 I ・II」「総合英語初中級 I ・II」「英会話初級 I ・II」の他、本学科では、人と健康について学ぶ科目、地域について学ぶ科目、情報について学ぶ科目、国際性・多様性について学ぶ科目を中心に配置し、『国際化や情報化に対する知識や教養、技能を修得するとともに、地域を知り、諸課題を多面的にとらえる能力を育むための科目(CP1)』として合計で 41 科目を配置している。

(イ)専門基礎科目(必修50単位)

「専門基礎科目」には、『ソーシャルワークを学ぶ上で必要となる社会福祉の原理・基盤・政策や社会制度の基礎に関する科目 (CP2)』として、制度や政策、対象者の理解につながる科目など、ソーシャルワーカーの養成に必要な科目を中心に 25 科目配置している。

また、将来のキャリアに関連した就業体験を通して、仕事に対する責任感を醸成し、対象者への理解を深めることを目的として、実習形態の「地域福祉キャリア形成活動 I・II」を配置している。

(ウ)専門科目(必修46単位)

「専門科目」には、『チームの一員として福祉サービスを提供する上で必要とな

る技術・知識を学ぶための科目 (CP3)』及び、『子どもやシニアへの福祉ニーズに対応し、地域における福祉施策をマネジメントするための科目 (CP4)』として合計で50 科目を配置している。

先述したとおり、専門科目は4つの科目区分に細分化しており、その内の「ソーシャルワーク系科目」はソーシャルワーカー養成に必須の科目及び卒業研究に関する科目を配置している。

本学科では、基礎的研究力を養うため、全員に対し卒業研究を課すこととしている。基礎的な研究のプロセスを学ぶため、3 年次の前期に「卒業研究 I 」を、4 年次には「卒業研究 I 」を通年科目として配置し、4 年後期にその成果物の発表を行う計画である。

また、「子ども系科目」「シニア系科目」は対象者理解を深めるため、「地域系科目」は地域や街づくりへの理解を深めるための科目を配置している。これらの3つの科目区分については、学生が自分の進路やキャリアを念頭に自由に履修したい科目を選択することが可能となっており、「専門基礎科目」にある「地域福祉キャリア形成活動 $\mathbf{I} \cdot \mathbf{II}$ 」の実習先を意識しながら履修することも可能である。

なお、カリキュラム・ポリシーとこれらの科目の整合性及び相関については、【資料34】で明確にし、また【資料31 (再掲)】のカリキュラムマップにおいて授業科目とカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、養成する人材像の関係性を体系的に示す。

【資料 34】

カリキュラム・ポリシーと科目の相関(福祉学科)

【資料 31 (再掲)】

カリキュラムマップ(福祉学科)

ウ 必修科目・選択科目の構成とその理由

本学科では、社会福祉士の資質・能力を基盤としたソーシャルワーカーの養成を目指しているため、社会福祉の知識と技術の修得に関する科目及び養成する人材像や学位授与 方針に示した人材の養成に欠かせない科目を中心に必修科目として配置した。

その他、総合科目については、地域を知り、諸問題を多面的にとらえる能力を育むための科目を選択科目として配置し、またソーシャルワーカーとして対象者の理解が欠かせないとの考えから、子ども・シニア、そして地域に関する科目を広く選択科目として配置している。

この子ども・シニア・地域に関する科目については、学生の主体性を尊重し、また学生の進路やキャリアに関する希望に則した履修を可能とするため、必修科目は最小限のものとし、選択科目を多く配置している。

エ 配当年次の考え方

「総合科目」「専門基礎科目」は、一部を除き 1・2 年次からの開講科目となっており、 国際化・情報化の進む現代社会において必要なソーシャルワーカーとしての基盤となる 知識を身に付ける。また、「専門科目」のうち、「子ども系科目」「シニア系科目」「地域 系科目」においても、その科目の多くを 1・2 年次より開講し、早期にソーシャルワー クの対象者や地域について学ぶことで、3・4 年次のソーシャルワーク実習へつなげ、そ の理解をさらに深めるようにしている。

なお、ソーシャルワーカーとしての実践力を身に付ける教育展開を図るため、4年間を通して専門職としての基本的な態度・知識・スキルを養うことができるよう、講義、 演習、実習へと体系的に学べるよう科目を配置した。

オ 科目の設定単位数の考え方

本学科では、社会福祉士を中心としたソーシャルワーカーの養成を目指していることから、「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」によって定められた科目を指定の時間数で単位に置き換えて配置している。

具体的には、「総合科目」における講義・演習科目(外国語を除く)は1単位当たり15時間、演習科目の外国語及び実習科目は1単位当たり30時間とする。また、「専門基礎科目」「専門科目」における講義・演習科目は、1単位当たり15時間、実習科目は1単位当たり45時間とする。

5. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

(1) スポーツ健康科学科

ア 教育方法

主に知識の修得、理解を目的とした科目は「講義形式」、主に修得した知識を模擬的・総合的に体験し技術を身に付けることを目的とした科目は「演習形式」、主に知識や技術を実務に応用するための能力を身に付けることを目的とした科目、実験科目及び実技科目は「実習形式」とした。

本学科では、健康増進に貢献できる専門職者としての実践力を身に付けるため、4年間を通して専門職としての基本的な態度・知識・技術を養うことができるよう講義、演習、実習を体系的に科目の配当年次を決定した。

「講義形式」の科目については、80名を対象として実施する。健康やスポーツ、身体運動に関する「演習形式」については、30名を対象として実施する。「演習形式」のうち、「専門演習 I・Ⅱ」については、専任教員 14名が連携しながら指導にあたるよう計画している。「実習形式」については、実験実習室や体育スポーツ施設の収容可能人数並びに学生の安全に配慮するよう計画している。

イ 履修指導方法

履修指導として、入学時だけではなく毎年4月に、全学的に学年ごとに分けて履修オ

リエンテーションを実施する。

さらに、学生全員を入学と同時に少人数のグループに分け、グループごとにチューターを配置する。履修指導に当たっては、グループを担当しているチューターが、学生の個々の希望や関心を確認しながら、選択科目の組み合わせ等についてアドバイスし、自主的、主体的な学びとなるよう指導する計画である。

本学科のチューターには、本学科の専任教員が就き、履修指導や学修指導、学生生活や進路に関する相談等の役割を計画している。本学科では、各学年を 6 名程度のグループに分け、 1 名のチューターを配置する予定である。各チューターは、学生支援部学務課及び地域共創センターと連携・協力することで、チューターに過度な負担を負わせることのないようにすることとしている。

ウ 卒業要件

本学科の卒業要件は、総合科目 27 単位以上(必修科目 23 単位を含む)、専門基礎科目 32 単位以上(必修科目 10 単位を含む)、専門科目 53 単位以上(必修科目 8 単位を含む)と、その他すべての科目区分から 12 単位以上を履修し、合計 124 単位以上修得することとする。

総合科目は、「人間形成と個性身長の科目群」より5単位以上(必修科目5単位を含む)、「地域の持続的発展と価値創造のための科目群」より2単位以上(必修科目2単位を含む)、「リベラルアーツ科目群」より4単位以上、「リテラシー科目群」より16単位以上(必修科目16単位を含む)を修得し、合計27単位以上とする。

専門基礎科目は、「基盤科目」より 14 単位以上(必修科目 10 単位を含む)、「基礎科目」より 18 単位以上を修得し、合計 32 単位以上とする。

専門科目は、「応用科目」より36単位以上、「地域共創型演習・実習科目」より3単位以上、「実技科目」より6単位以上、「演習科目」より8単位(全て必修科目)を修得し、合計53単位以上とする。なお、「応用科目」については、「身体活動と健康に関する科目群」より10単位以上、「アスリートサポートに関する科目群」より14単位以上、「社会とスポーツに関する科目群」より12単位以上を修得し、合計36単位以上とする。

エ 履修科目の年間登録上限(CAP制)

学生の学修効果を高めるため、個々の科目に対する十分な学修時間確保の観点を踏まえ、1年間における履修登録の上限を48単位に定める。

なお、年間の GPA が 3.5 以上の学生に対しては、翌年度の履修登録時に履修上限単位 に 8 単位を上乗せして履修登録することができる。

成績評価の基準

点数	評価	Grade Point
90 点以上	秀 (S)	4
80 点~89 点	優 (A)	3
70 点~79 点	良 (B)	2
60 点~69 点	可 (C)	1
59 点以下	不可 (D)	0

C以上に単位を与える。

【資料 35】

履修モデル (スポーツ健康科学科)

(2) 看護学科

ア 教育方法

(ア) 授業内容に応じた授業形態・授業方法

看護専門職に必要な基礎的知識を学ぶ科目は「講義形式」、看護方法に関する科目は「演習形式」、看護方法の実践看護に関する臨地で学ぶ科目は「実習形式」とした。「講義形式」の科目は80名で実施する。「演習形式」は授業内容に応じて、講義と演習を組み合わせて行い、必要に応じてシミュレーション教育を行う。演習内容によって80名1クラスまたは40名ずつの2クラスに分けて計画である。実習科目は、実習目的、目標の達成を可能とする適正な人数を実習受け入れ施設の状況に鑑み、配置し、実習スケジュール表に基づいて計画的に実施する。各病棟や実習施設には2名~5名を1グループとして配置する。

(イ)ICT の活用

- a 自ら課題を見出し課題解決していく主体的・能動的な大学での学び方のスキルを修得できるようガイダンスを行い、ICTやアクティブ・ラーニングを活用した教育方法を取り入れることを計画している。
- b 知識の修得や理解を目的とした科目は講義形式の教育を行う専門基礎科目及 び専門科目は、学生が自己のペースで繰り返し復習し、知識を定着できるよう、 授業内容は講師の了承を得て収録配信し、当該セメスター内は繰り返し視聴 できるようにする。
- c 講義、演習、実習を連続的かつ総合的に可視化し、1年生から卒業時まで一元管理するポートフォリオシステムを使用し、講義・演習・実習の実習事前準備やレディネス、実習終了時の振り返りなど、実習前後に記載し、自己の成長と強み及び課題を可視化することで教員、指導者とも共有し、更なる自己の成長につなげるよう計画している。

(ウ) 多様なシミュレーション教育

- a 各看護実践の科目は、リアルな看護場面を体験的に学べるようシナリオや模 擬患者やシミュレーターを活用した教育方法を取り入れるよう計画している。
- b 模擬的に看護実践を学ぶ科目は、リアルな看護場面を体験的に学べるようシ ナリオや模擬患者やシミュレーターを活用した教育方法を取り入れるよう計 画している。
- c シミュレーターや模擬患者を取り入れた教育を行う場合は、公平に体験的な 演習を行えるよう、5~8名の少人数を1グループとして実施する。
- d 看護方法や看護実践の科目では、積極的に高機能シミュレーターや模擬患者、 ICT を積極的に取り入れた演習を行う、演習実施後は必ずディブリーフィン グを行う。

(エ) 初年次教育

多様な入学者が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践できるように、入学 当初のガイダンスや1年前期に配当している「教養ゼミ」を通じて、大学での学 び方のスキルの修得を促進する。

イ 履修指導方法

本学科のチューターには、本学科の専任教員が就き、履修指導や学修指導、学生生活や進路に関する相談等の役割を計画している。本学科では、各学年を 16 名程度のグループに分け、1 名のチューターを配置し、学年担当責任者を1名配置する計画である。各チューターは、学生支援部学務課及び地域共創センターと連携・協力することで、チューターに過度な負担を負わせることのないようにする。

ウ 卒業要件

看護学科の卒業要件は、必修科目 119 単位(「総合科目」における必修科目 22 単位、「専門基礎科目」における必修科目 23 単位、「専門科目」における必修科目 74 単位)と、「総合科目」より 4 単位以上、「専門基礎科目」及び「専門科目」から 4 単位以上を履修し、合計で 127 単位以上修得することとする。

保健師国家試験受験資格を希望する者は、卒業要件(127単位)に加えて、保健師課程科目の20単位を履修し、合計147単位以上を修得することとする。

各科目の単位数に求められる学習時間、自宅学習時間を担保し、4年間を通じて学生が無理なく、学内及び課外での学習に励むことができるように、年間の履修科目の登録上限を48単位に定める(CAP制)。ただし、保健師課程科目はCAP制対象外科目とする。

エ 成績評価と単位認定の方法

学修成果の評価は、公平性と透明性を確保するために、到達レベルを「~が身に付く」 という行動や質的な基準をシラバスに定め、筆記試験、技術試験、レポート課題、実習 評価などから多面的、総合的な評価を行う。科目責任者がシラバスに定める評価基準に 基づき評価し、単位認定を行う。

成績評価の基準

点数	評価	Grade Point
90 点以上	秀 (S)	4
80 点~89 点	優 (A)	3
70 点~79 点	良 (B)	2
60 点~69 点	可 (C)	1
59 点以下	不可 (D)	0

C以上に単位を与える。

【資料 36】

履修モデル (看護学科・看護師養成課程)

【資料 37】

履修モデル (看護学科・保健師養成課程)

ークについて現場で学ぶ科目は「実習形式」とした。

(3) 福祉学科

ア 教育方法

本学科では、ソーシャルワーカーとしての実践力を身に付ける教育展開を図るため、4年間を通して専門職としての基本的な態度・知識・スキルを養うことができるよう、講義、演習、実習へと体系的に学べるよう順序を意識して科目の配当年次を決定した。 体系化されたソーシャルワークの理論について学ぶ科目は「講義形式」、相談援助に関するケース学習や方法などについて体験的に学ぶ科目は「演習形式」、ソーシャルワ

「講義形式」の科目については、60名を対象として実施する。ソーシャルワークに関する「演習形式」の科目は、20名ずつの3クラスに分けて実施し、ケース学習を行う際はさらにグループに分けて行う計画である。「実習形式」については、実習施設の受入可能人数によって学生を振り分け、専任教員7名が連携しながら指導にあたるよう計画している。

イ 履修指導方法

履修指導として、入学時だけではなく毎年4月に、全学的に学年ごとに分けて履修オリエンテーションを実施する。

さらに、本学科ではチューター制度を設け、学生全員を入学と同時に5名程度の少人数のグループに分け、グループごとにチューターを配置する。履修指導にあたっては、グループを担当しているチューターが、学生の個々の希望や関心を確認しながら、選択科目の組み合わせ等についてアドバイスし、自主的、主体的な学びとなるよう指導する計画である。

なお、チューターには、本学科の専任教員が就き、履修指導や学修指導、学生生活や

進路に関する相談等の役割を計画している。また、全てのチューターが同じ対応をできるよう打ち合わせなどで情報共有を行いながら、学生支援部学務課及び地域共創センターと連携・協力することで、チューターに過度な負担を負わせることのないようにする。

ウ 卒業要件

本学科の卒業要件は、必修科目 115 単位(「総合科目」における必修科目 19 単位、「専門基礎科目」における必修科目 50 単位、「専門科目」における必修科目 46 単位) と、「専門科目」の「子ども系科目」「シニア系科目」「地域系科目」の選択科目 6 単位以上を含んだ、その他すべての科目区分から選択科目 12 単位以上を履修し、合計で 127 単位以上修得することとする。

エ 履修科目の年間登録上限 (CAP制)

学生の学修効果を高めるため、個々の科目に対する十分な学修時間確保の観点を踏まえ、1年間における履修登録の上限を48単位に定める。

なお、年間の GPA が 3.5 以上の学生に対しては、翌年度の履修登録時に履修上限単位 に 8 単位を上乗せして履修登録することができる。

成績評価の基準

点数	評価	Grade Point
90 点以上	秀 (S)	4
80 点~89 点	優 (A)	3
70 点~79 点	良 (B)	2
60 点~69 点	可 (C)	1
59 点以下	不可 (D)	0

C以上に単位を与える。

【資料 38】

履修モデル (福祉学科)

6. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の 具体的計画

本学部では、講義だけではなく演習や実習といった授業形態を持つ科目が多いことから、一部を除き対面による授業の実施を原則とする。しかしながら、近年の新型コロナウイルス感染症の流行といったやむを得ない事態が生じた場合においては、学則第 23 条 2 項に則り、60 単位を超えない範囲において、多様なメディアを高度に利用した遠隔授業を実施する。その場合には、文部科学省の告示の要件等に基づき実施することとする。

遠隔授業では、学生は住居等から、Teams などの同時かつ双方向に行われるメディア

によって講義を受け、講義修了後の設問解答、添削指導、質疑応答等の指導も Teams や LMS (現在本学では WebClass を使用)を用いることで、担当教員が適宜指導できるよう 体制を整え、遠隔授業による教育の質を担保する。

<学則より抜粋>

第23条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の 場所で履修させることができる。
- 3 前項の授業の方法により修得する単位数は、60 単位を超えないものとする。

7. 実習の具体的計画

(1) 看護学科

ア 看護学実習の目的

臨地実習は実際の看護の場での体験を通して、人間、健康、環境に対する理解を基盤とし、 既習の知識と技術、専門職としての倫理観と態度を統合し、看護実践の基礎的能力を養うこ とを目的とする。

養成する人材像「高度な専門知識と技術を活用し、多職種・他業種と連携協働して、あらゆる健康状態にある人びとが生涯にわたり、社会とのつながりの中で、その人らしくより豊かに生きる力を引き出す看護を実践、探究できる人材」を実現するために、特に、DP3、DP4、DP5、DP6 の達成に向けて、実習の場は医療機関だけでなく、生活者の健康を理解するための地域や職域、また、保健福祉施設や学校及び保育園等、社会における看護の役割と機能について体験的な学修ができる場で臨地実習を行う。

イ 実習先の確保状況

臨地実習先の確保状況は、【資料39】実習施設一覧のとおりである。

臨地実習施設は周南市、周南圏域及び山口県内の病院、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、介護保険施設等を84施設確保し、承諾を得ている。

ケア及び今後さらに発展していく地域共生社会で、地域医療や在宅医療、プライマリケアを提供できる人材を養成するため、周南市、周南圏域及び山口県内の一般病院、特定機能病院、地域医療支援病院、診療所、クリニック、地域に暮らす子どもから高齢者までの生活者と関わるための教育施設、職域、コミュニティでの活動の場など多岐にわたる。

地域の特徴により、周南市内であっても、公共交通機関を使用すると、実習地までの所用時間が2時間以上の実習地がある。特に「well-being 実習Ⅲ(地域の健康課題)」ではへき地、離島への実習を計画しているため、実習地までの移動に時間を要する。遠隔地への移動には大学のバスの利用や宿泊が必要な場合、居住地の優先配置を計画する。

【資料 39】

実習施設一覧 (看護学科)

ウ 実習先との契約内容

臨地実習にあたっては、〈臨地実習に関する契約書〉【資料 40】を各臨地実習施設と本学との間で文書により契約を交わす。契約内容は実習実施方法、委託内容、実習教育費、指導及び管理、事故時の対応、遵守事項、情報の保護である。また、個人情報については、個人情報に関する誓約書【資料 41】を作成し、当該科目の実習先ごとに、学生本人が署名し、教員が取りまとめ、臨地実習先の責任者に提出する。さらに、各実習オリエンテーションでは個人情報の保護の重要性、遵守事項について、毎回必ず説明し、学生に注意喚起を行う。実習要項には実習において知り得た個人情報を漏洩しないこと、個人情報が識別できないようにする方法及び実習記録物の管理について、具体的な方法を記載している。

また、実習開始前(時)に、学生が受け持つ対象者に文書<看護学実習説明・協力依頼書>【資料 42】を用いて、十分な説明を行うとともに、学生が受持ち看護を行う同意を文書<看護学実習における学生受け持ち同意書>【資料 43】により得ることとする。本同意書は3枚作成し、「受持ち対象者」「大学」「実習施設」がそれぞれ所有することとし、本同意書の保管は実習施設ごとに協議して決定する。やむを得ず口頭で同意を得た場合には、大学及び実習施設それぞれに説明及び同意内容を記録として残すこととする。

【資料 40】

看護実習委託契約書(案)

【資料 41】

実習施設における実習等の誠実な履行並びに個人情報等及び実習施設の法人機密 情報の保護に関する誓約書(案)

【資料 42】

看護学実習説明·協力依頼書(案)

【資料 43】

看護学実習における学生受け持ち同意書(案)

エ 実習水準の確保の方策

看護学科における実習は、文部科学省の「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会第二次報告」として取りまとめられた「看護学実習ガイドライン(令和2(2020)年)」の内容を十分に参照して行うものとする。実習に関する取り組みとして、看護学科実習委員会を設置し、実習内容の検討を行い、「周南公立大学看護学実習指導者連絡協議会」にて実習指導者と協議し、学生が実践的な学びができる実習水準を確保する。

【資料 44】

看護学科実習委員会規程(案)

【資料 45】

実習指導者連絡協議会

(ア) 履修要件

学生は実習の目的及び目標を達成するために、実習に必要な知識・技術を修得していることを必要とする。各実習科目の履修要件はシラバスに記載する。

(イ) 実習指導体制

臨地実習では、講義及び演習で修得した専門的知識や技術を実際の看護実践の場で対象者に適用し、看護の理論と実践の統合を図ることができるよう、指導体制を整える。

学生の実習効果を高めることができるよう、実習開始前までに実習指導者と実習指導 に関する協議を行う。実習を担当する教員は事前に実習施設での研修等を行い、実習施 設環境、指導者との指導体制や指導内容、指導方法のすり合わせを行う。同じ実習科目 を複数施設で実習を行う場合は、学生の実習内容や方法を実習施設間ですり合わせ、実 習水準を確保することとする。

a 学内での質の確保の取り組み

教員の役割、学生の役割、実習施設の指導者の役割を明確にし、教員と実習施設の指導者が連携協働することにより、実習の質を確保する。

(a) 教員の役割と取り組み

実習委員会(【資料 44 (再掲)】看護学科実習委員会規程(案))を常設し、委員会では、各領域の実習実施状況の共有、実習に困難がある学生の状況の共有及び支援方法の検討を行う。また、臨地実習指導者連絡調整会議及び実習指導等に関する研修会を行い、実習指導体制や実習指導方法の工夫などをテーマに教員及び実習施設の指導者との連携協働を強化する。

実習前には学生に対する実習ガイダンスや臨地での実習準備に必要な演習ができるよう実習室の利活用を促進するなど、学生の主体的な準備を支援する。

各専門領域の責任者は実習担当教員と実習の目的、目標、実習内容、実習方法、評価に関する意思統一を図り、指導方法等について協議を行うこととする。実習中は実習担当教員から実習の進捗や学生の状況、実習施設の状況に関する報告を受けて、実習状況を把握し、相談、助言・指導を行う。実習後は学生の学修目標の達成度を把握して実習評価を行う。

実習中は学生の実習目標の達成状況を形成的に評価するとともに、教員間及び実習施設の指導者と共有し、学生が実習目標を達成できるよう、学生の心理的安全に配慮しながら、助言、指導を行う。

実習終了時には教員及び実習指導者の実習指導等に関して、学生からの評価を受け、

実習指導の質の向上を図る。

【資料 44 (再掲)】

看護学科実習委員会規程(案)

(b) 学生の取り組み

実習前には各実習で経験する可能性が高いケアに関する事前学習や事前演習を行う。

1 年次から卒業時まで学内演習と実習の学修プロセスと成果を連動して一元管理するポートフォリオシステムを使用し、実習事前準備やレディネス、実習終了時の振り返りなど、実習前後に記載し、自己の成長と強み及び課題を可視化することで教員、指導者とも共有し、更なる自己の成長につなげる。

実習に関する報告連絡相談については、各実習オリエンテーションの内容を遵守する。

- ・実習科目受講までに、基盤となる科目を履修し、必要な知識・ 技術・態度に ついて十分な準備状況をもって参画する。
- ・実習指導者及び実習担当教員の指導の下に、対象者に看護ケアを提供すること を通して、各実習科目の学修目標に到達するよう努力する役割を有する。
- ・全ての実習を通して、臨床で求められる情報収集力、アセスメント力、看護ケアを提供する技術力、対人関係形成力を養うとともに、自己洞察力を深めることに努力する役割を有する。
- ・ストレスマネジメントと時間のマネジメントを心がけ、生活を調整し、実習科 目の学修ができるように努力する。

オ 実習先との連携体制

(ア) 実習指導者の役割と実習施設との事前協議による実習指導の質の確保

a 会議の設定と調整内容

看護学実習を担当する教員及び実習施設指導者、実習施設の責任者等が実習について 共通理解し、協議するために、実習指導者連絡協議会を設置する。

看護学実習指導者連絡協議会では、各実習施設の管理者、責任者、臨地実習指導者等及び看護学科教員が出席し、本学のカリキュラムや実習目的、目標、評価方法、評価基準について、実習要項等をもとに説明するとともに、実習施設からの要望や意見などを共有する。

各実習開始までに全実習施設合同(一部オンライン)で開催する。各専門領域の実習に当たっては、実習施設と、当該科目の教員及び実習施設の実習指導担当者と各科目の 実習指導者連絡調整会議を開催する。

b 臨地実習の事前打ち合わせ及び実習担当教員と実習指導者の調整

臨地実習に当たっては、以下について十分な説明、事前協議を行う。

- (a) 実習担当教員及び実習指導者は、到達目標を理解して協働すること、看護ケア の提供に当たっては、学生が経験できる看護ケア技術について、両者間で十分 に調整する。
- (b) 実習担当教員は、学生個々のレディネスや指導上の留意点等について実習指導者と共有し、指導計画を調整する。
- (c) 実習担当教員は概念化や思考過程の整理を、実習指導者は看護職者としての役割モデルとなることを主な役割とする。

(イ) 実習中の実習指導に関わる質の確保

a 大学・実習担当教員の役割

大学は、学生が実習目的、目標を達成し、学習効果を得られるよう、学修環境の整備、調整を行う。各実習科目の責任者は実習科目の目的、目標、実習内容、評価方法、単位修得要件、事前事後の課題等をシラバスに記載し、学生に周知するとともに、実習要項を作成し、学生、実習担当教員、実習施設責任者及び実習指導者の実習中の指針となるようにする。

実習担当教員は学生が既習の知識・技術を統合し、対象者のニーズに応じた看護を提供できるように支援する。

- (a) 連携・協働による指導体制を構築して、 学修環境を整備する。
- (b) 実習担当教員は、学生が修得した知識・技術・態度について、臨地実習における対象者に看護ケアを提供することを通して統合することを支援する。
- (c) 学生のレディネスを把握し、学生の特長に応じて対象者を選定し、情報収集、 アセスメント、 看護計画立案を中心に支援する。
- (d) 実習担当教員は、学生にとって看護実践者・教育者としての役割モデルとなる。

b 実習施設と実習指導者の役割

実習施設は、大学と連携・協働による指導体制を構築して、実習環境を整備する。

- (a) 実習施設は、看護ケアを提供する場に学生を受け入れ、対象者への看護ケア提供の責任を有する。
- (b) 看護ケアの質を維持しつつ、学生が学修目標を達成できるように、看護ケアに 参画できる機会を提供する。
- (c) 実習環境を整備すると共に、チームの一員として役割を果たすことができるように調整する。
- (d) 看護実践者としての役割モデルとなる。

カ 実習前の準備状況 (感染予防対策・保険等の加入状況)

(ア)保険の加入

実習に関わる保険加入は実習中及び自宅から臨地実習施設までの移動中に想定される事故等については、学生は原則として、「Will3」に加入することとする。学生には保険加入の必要性を説明し、実習委員会が学生の保険加入状況を把握する。

(イ) 感染予防対策

臨地実習における感染予防については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」「学校保健安全法」及び「医療関係者のためのワクチンガイドライン第3版」に則り、感染予防対策を行う。入学前に検査で、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎とB型肝炎に関しては抗体価を確認し、必要に応じて各自、ワクチン接種するよう指導(勧奨)する。

2年次の実習前に結核に関する検査を行い、陰性であることを確認して臨地実習に臨む。

季節性感染症の予防接種は、医療機関で開始されたら早期に予防接種を勧める。また、 抗体価とワクチン接種歴は学生自身が管理するとともに、保健室の職員が情報を管理す る。感染症検査結果等の情報については、必要に応じて、保健室の職員が学生の許可を 得て、実習施設に提示する。アレルギー等何らかの理由で予防接種を受けられない場合 は、保健室に報告し、その経過を記録・保存するとともに、感染症の予防について指導 する。

キ 事前・事後における指導計画

(ア) 事前の指導体制

a 実習前の指導

入学時ガイダンスで、看護学における実習の意味付け、倫理的態度、学生としての実習に臨む態度について説明する。1年生の5月、2年生の5月に、3年生の9月頃に当該実習に向けた全体オリエンテーションを実施する。実習要項に基づき、実習の目的、実習目標、評価方法、実習先における態度、行動及び実習中の報告連絡相談の方法についてオリエンテーションを行い、看護学生としての自覚と責任をもって実習に臨めるように指導する。受け持ち対象となる方の個人情報保護について説明する。また、学生個人の感染症についての報告の必要性や、感染症に罹患した場合の具体的な行動について説明する。実習中の事故発生時の対処、災害時の対応については、学生自身がどのような行動をとればよいのか具体的にイメージできるよう連絡方法を説明、確認を行う。

実習科目ごとのオリエンテーションについては、実習全体オリエンテーションの内容を踏まえて、それぞれの実習開始前に実施する。実習開始前に学習準備、健康状態について確認し、事前学習に不足のある学生には、個別に助言、指導を行う。状況に合わせた課題を提示し、必要な学修を十分に行って実習に臨めるよう支援する。

守秘義務・プライバシーへの配慮については、学生に以下の内容を十分に説明する。 また、臨地実習に際しては、学生に情報保護に関する誓約書を提出させる。

- (a) 受け持ち対象者及び家族の個人情報については、学習上の必要がある場合を除き、特定の場所以外で口外しない。特に不特定多数の方がいる病院内や公共交通機関等では、厳重に慎む。
- (b) 受け持ち対象者及び家族に関する情報を記録したものの取扱いには十分留意す

る。

- (c) 診療記録等に記載されていても、受け持ち対象者及び家族に知らせていない場合があるので、守秘義務を遵守する。
- (d) 看護ケアを通じて知り得た情報は治療上必要な情報として、必ず実習担当教員 や実習指導者に報告する。
- (e) ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS: Twitter、Facebook、LINE、ブログ等) には、学生間のやり取りであっても、実習に関する全ての情報 (実習施設に関すること、実習中の出来事、気持ちのつぶやき、写真等) を載せてはならない。
- (f) 施設の写真、受け持ち対象者やスタッフとの写真を撮ること又は撮られること はしない。

【資料 41 (再掲)】

実習施設における実習等の誠実な履行並びに個人情報等及び実習施設の法人機密 情報の保護に関する誓約書(案)

【資料 46】

看護学臨地実習要項(案)

b 実習後の指導

基本的には実習最終日に、当該実習科目の科目責任者及び担当教員がグループごとあるいは個別に指導を行う。1年生から卒業時まで学内演習と実習の学修プロセスと成果を連動して一元管理するポートフォリオシステムにおいて、学生が記載した実習記録を基に、到達度を確認し、学生の強みと今後の課題を教員と学生が共有し、今後の実習や学修に反映させる。

ク 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

学生 2~5 名ごとに学生の実習指導の質を確保できるように適切に実習指導を行う教員を配置する。教員が学内で担当する講義、演習と実習期間中の授業の運用上支障がないように時間割を配置する【資料 47】。

実習施設との連携強化、実習指導体制の充実を図るため、専任の助手及び非常勤実習助手を配置し、専任教員の指導の下、実習施設の実習指導者と連携しながら実習指導を行う体制をとることとした。

実習助手(非常勤)は実習担当教員の実習指導の補助を行う。実習助手(非常勤)は実習開始前までに科目責任者から役割や臨地実習施設及び臨地実習施設指導者との連携についての説明を受け、十分に理解した上で、実習指導や実習指導の補助を行う。科目責任者及び実習担当教員への報告、連絡、相談を行い、学生指導や実習施設との調整等の課題に速やかに対応できるよう、助言・指導を受けながら実習指導にあたる。また臨地実習指導者との連絡調整も緊密に行う。

実習助手(非常勤)の採用に当たっては、看護師免許を有する者で、臨床経験や臨地実習

指導経験を重視し採用する。実習助手(非常勤)は、実習までに実習指導に関わる FD に参加し、学生に対する教育の質を担保する。

【資料 47】

各実習の教員配置

ケ 実習施設における指導者の配置計画

実習施設における指導者の配置は、原則として、実習グループごとに実習指導者1名の配置を依頼する。実習施設責任者が実習指導者としての能力を有していると判断した者とする。実習指導者は学生が看護における現象を理解し、対象者のニーズを判断して、対象者に最適な看護ケアを実施し、看護ケアについて対象者の心身の変化や対象者の反応から評価する過程を理解できるよう指導する。さらに、学生の心理的安全を保障した上で、学生個々の振り返りやカンファレンスを通じて、学生が看護の理解を深め、自己の課題や強みを明確にし、自己成長につながるよう指導を行う。

科目責任者は各実習の実習指導者連絡協議会や打合せ会議において、実習施設責任者 及び実習指導者に実習の到達目標等を説明し、共有する。実習指導教員は実習指導者と連 携し、実習内容の調整、学生が担当する対象者の選定のほか、学生の実習における直接的 な看護行為への指導・助言、対象者へのケアの責任と安全の保持、実習評価に対する情報 共有などを行う。

コ 成績評価体制及び単位認定方法

(ア) 看護学実習評価

a 実習評価とその条件

- (a) 実習評価は、看護学実習出席時間数、実習態度、事前・事後学修の状況、課題の提出状況、課題の内容、各実習に明示された目標到達度から総合的に判断される。
- (b) 実習評価は、周南公立大学履修規程に基づき、単位認定される。
- (c) 各看護学実習の出席総時間数が 4/5 に満たない場合は、原則として再履修となる。ただし、忌引、疾病、その他やむを得ない理由で欠席した場合は、 科目担当教員の判断によって補習実習を行うことがある。

b 補習実習について

- (a) やむを得ない理由を証明する書類(疾病の場合は医師の診断書、その他の場合は証明書または理由書)を添えて、欠席届を科目担当教員に提出する。
- (b) 補習実習は、実習施設と調整の上で実施される。

c 実習の履修要件について

詳細については、各実習のシラバスに記載した「履修要件」を参照すること。

サ その他特記事項

(ア) 実習計画の概要

臨地実習の計画は【資料48】に示した。

【資料 48】

看護学臨地実習 実習スケジュール

a well-being 実習 I (地域の成人・高齢者) [1単位・1年前期]

職域や地域で活動する成人期・高齢期の人びととのふれあいを通して、生活者としての人間を知り、生活者の健康の捉え方や健康と環境について考えることを目的とする。本実習では、職域やコミュニティでの活動の場で成人期・高齢期にある人びとのふれあいを通して、就労やコミュニティでの活動、生活及び健康の捉え方を知る。本実習を通して、地域に暮らす人々がその人らしく豊かに生きるとはどういうことか、また、看護の対象者を生活者として捉える視点を身につける。

b well-being 実習 II (地域の幼児・学童期) [1 単位・1 年前期]

保育園・学童クラブでの子どもとのふれあいを通して、生活者としての子どもを知り、子どもの生活、子どもが生活する環境と健康について考えることを目的とする。本実習を通して、保育園や学童クラブでの子どもの遊びや生活の観察や子ども及び子どもの周囲の人とのふれあいを通して、子どもの生活の実際(遊びを含む)を知る。本実習を通して、一人ひとりの子どもが、その子らしく豊かに生きることはどういうことか、また、看護の対象者を生活者として捉える視点を身につける。

c well-being 実習Ⅲ(地域の健康課題)「2単位・4年前期]

既習の知識・技術を統合し、地域に暮らす人びとの健康にかかわる場の実習を通して、生活者の健康を総合的に捉え、地域の特徴も含めて個々の生活者の強みと健康課題を見出し、あらゆる健康状態にある人びとが、生涯その人らしくより豊かに生きる力を引きだす看護実践活動について学ぶ。本実習を通して、地域や住民の生活の特徴を踏まえた、生活者の健康を地域の健康課題や強みを基盤として理解する方法、個人及び地域のヘルスプロモーション、住民が住み慣れた地域で生活を継続し保健医療を受けるための、地域内の関係機関との連携・他業種を含めた連携協働の必要性を体験的に理解する。本実習を通して、地域や住民の生活の特徴を踏まえて、地域の健康の強みや課題を見出し、地域の住民、関係機関及び多職種・他業種との連携協働により、地域住民が生涯その人らしくより豊かに生きる力を引きだす看護活動に必要な基礎的能力を身につけ、地域及び地域住民のwell-beingにおける看護の役割や機能について考察する。

d 基礎看護実習 I [1単位・2年前期]

看護のメタパラダイム(人間、環境、健康、看護)への理解を深めることを目指す。 看護の対象の療養生活の場である環境(病棟・外来・他の部門)の特徴と機能を知る。 病院内での看護活動に参加して、看護の対象や環境を理解し、臨床現場における看護実践の実際を学ぶ。 対象に向き合う看護者としてのコミュニケーションのあり方を学び、看護の対象に対する人間理解を深める。

e 基礎看護実習Ⅱ [2 単位・2 年後期]

講義や演習で学んだ理論や専門知識や技術を基に、病院で療養生活を送る患者に対してヘンダーソンの理論を活用し、基本的ニードの充足を焦点に、科学的根拠に基づいた系統的看護過程を展開し適切な日常生活援助を実践する。実際の援助体験を通して、対人関係の成立、対象を全人的に捉える視点、健康上のニーズの把握とその解決のプロセスの重要性、理論と実践の統合を意識しながら、看護実践能力の基礎を培う。病院において、1名の患者を受け持ち、患者の日常生活援助を主とした看護過程の展開を行う。あわせて看護職に必要となる態度を養う。

f 地域・在宅看護実習 [2単位・3年後期]

療養者と家族が暮らす地域や生活の場で行われる看護の実際を通して、在宅療養者のwell-beingを考えると共に、地域・在宅看護の特徴と看護職が果たす役割の理解を目的とする。本授業では、訪問看護ステーション・地域包括支援センター・地域連携室にて実習を行う。訪問看護ステーションでは受持ち療養者への訪問を通して療養計画の展開と基礎的な看護技術を修得する。地域包括支援センターや地域連携室では看護師や他の専門職に同行し、相談・訪問・事業を通して、対象の様々なニーズを踏まえた看護職等の支援を学ぶ。本授業を通して、療養者と家族が暮らす地域や生活の場で行われる看護の実際から、地域・在宅看護の特徴と看護職の役割を理解し、地域・在宅看護実践における基礎的能力を身につける。

g 成人急性期看護実習 [2 単位・3 年後期]

急性期・周術期の状況にある成人期の患者・家族の手術侵襲による急激な変化及び治療が対象者に及ぼす状況を身体的・心理的・社会的側面から包括的かつ全人的に捉え、手術侵襲による生体反応や危機的状況から回復へ至る対象者の過程の特徴に応じた看護を実践する能力を修得する。また、入院時の段階から退院後の生活を見据えた継続看護の重要性を理解して退院支援を実践する能力を養う。

h 成人慢性期看護実習 [2 単位・3 年後期]

慢性的な健康問題をもつ成人期の患者を受け持ち、その疾病・治療過程を踏ま えながら患者の全人的理解に努め、健康レベルに応じた看護過程を展開しながら、 その人らしい生活を送るための看護について学ぶ。本授業では慢性的な健康問題 をもつ成人期にある患者や家族の生活の再構築に向けた支援方法を目指した看護を理解する。本授業を通して、対象者とその家族が慢性疾患とともに生きることを支えるための看護の在り方や他の保健医療福祉チームと協働し、対象の快適な療養生活に向けての援助を学ぶために必要な基礎的能力を身につける。

i 高齢者看護実習「2単位・3年後期]

介護保険の施設サービスを利用している高齢者と関わり、疾病を持って生活している高齢者とその家族への看護ケア実践に必要な知識や態度・技術を統合的に身につける。現場で実施されている看護を学び、高齢者のための国連原則(自立、参加、ケア、自己実現、尊厳)を基盤とし、高齢者のSOLを尊重し、QOLを高める看護と看護者の役割を理解する。

j 小児看護実習 [2単位・3年後期]

小児病棟、小児科外来、子ども医療福祉センター、保育所において、成長過程 にある小児期の健康問題が子どもと家族に及ぼす影響について理解を深め、小児 看護実践に必要な知識・技術・態度を身につける。子どもと家族への看護ための 多職種連携を学び、小児チーム医療の看護師の役割を理解する。

k 母性看護実習 [2 単位・3 年後期]

マタニティサイクルにある親子・家族を全人的に捉えウェルネスの視点を中心にした看護実践を学ぶ。本実習では対象者を身体的・心理的及び生活状況から全人的に捉え、社会とのつながりの中で親になっていく過程及び次世代を育てる家族全体の力を引き出す看護実践過程を理解する。また、親・家族とともに次世代の育成をささえる地域社会における資源や地域社会の役割を理解する。本実習を通して、ウェルネスの視点で対象者を捉え、正常な経過を促進し、正常から逸脱することを予防する看護及び親になっていく過程に対する看護を実践する基礎的能力を修得する。

1 精神看護実習[2単位・3年後期]

精神に障害を持つ人をひとりの人間として理解し、治療的な患者看護者関係を活用しながら、セルフケア拡大に向けた援助を展開する。受け持ち患者への援助や社会資源の見学を通して、精神看護のあり方や今後の課題について考察する。本授業では、精神医療の現場で実際に行われている必要な援助について理解し、さらに援助の実践を通して、精神看護の実際と役割について理解する。本授業を通して、これまでの講義や演習で学んだ知識・技術・態度を統合して、精神を病む対象への看護を実践する基礎能力を身につける。

m 統合実習[2単位・4年前期]

個々の学生がこれまでの自身の学習到達度を評価し、自己の専門性および看護

課題を追求するために選択した看護領域や分野において、自身でテーマを設定したうえで実習を行う。本実習を通して、看護が提供されるそれぞれの場の特徴や課題に応じて、既習の知識・技術を統合し、科学的根拠に基づく看護実践を追求する基礎的能力を身につける。また、看護者としての自覚を持って行動し、対象者とのパートナーシップ、チームアプローチを基盤とした保健医療福祉分野及び他業種との連携協働や看護の役割についての理解を深める。

n 公衆衛生看護実習 I [3 単位・4 年通年 保健師課程科目]

地域の健康課題と保健所および市町村保健センターにおける保健事業や地域活動の実際について学び、行政保健師の機能と役割について理解する。さらに、地域で生活する個人・家族・集団・組織を対象とする公衆衛生看護活動の展開に必要な基礎的能力を修得する。

o 公衆衛生看護実習Ⅱ「2単位・4年通年 保健師課程科目]

産業保健や地域包括支援センター等、多様な場における保健師の役割や、青年期・壮年期・老年期といった特定世代に対する支援、関係職種との連携・協働の 実際について理解する。さらに、地域で生活する個人・家族・集団・組織を対象 とする公衆衛生看護活動の展開に必要な基礎的能力を修得する。

(2) 福祉学科

本学科では、社会福祉士国家試験受験資格を取得するための科目として、「ソーシャルワーク実習 I」「ソーシャルワーク実習 I」を開講する。

ア 実習の目的

実習の目的は、以下のとおりである。

- (ア) ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士と しての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。
- (イ)支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題(ニーズ)について把握する。
- (ウ) 生活上の課題 (ニーズ) に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。
- (エ) 施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。
- (オ)総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携の在り 方及びその具体的内容を実践的に理解する。

イ 実習先の確保の状況

実習先は「社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設等の範囲について」(令和2年3月6日社援発0306第25号)で示される実習施設であり、山口県周南

市並びにその近郊でソーシャルワーク実習を行うため、実習生の受入枠が120名で計18ヵ所の実習先を確保し、承諾を得ている。

なお、承諾を得ている実習先は、周南市福祉事務所をはじめ、地域包括支援センター、 特別養護老人ホーム、障がい者支援施設、児童養護施設、放課後等デイサービス、社会 福祉協議会、医療機関等多岐にわたっており、いずれも社会福祉士実習指導者講習会を 修了した実習指導者を配置する施設、機関となっている。

【資料 49】

ソーシャルワーク実習施設一覧

ウ 実習先との契約内容

実習内容については、社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令(令和2(2020)年3月6日文部科学省・厚生労働省令第1号)並びに社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて(令和元(2019)年6月28日社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室)に基づき「ソーシャルワーク実習の手引き(案)」を作成している。

実習施設との契約は、実習先に対して「ソーシャルワーク実習の手引き」を明示し、理解を得た上、ソーシャルワーク実習委託契約書及びソーシャルワーク実習に係る教育と指導に関する合意書を取り交わすことにしている。

実習の契約時に取り交わす合意書にて、実習教育体制の確立、実習指導体制の確立について本学及び実習施設の責務を明確にしている。特に個人情報保護や事故防止の対応 (事故防止・感染予防策)については、以下のとおりとする。

【資料 50】

ソーシャルワーク実習の手引き(案)

【資料 51】

ソーシャルワーク 実習委託契約書(案)

(ア) 個人情報保護

個人情報保護については、ソーシャルワーク実習指導の中で、「『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』に関する Q&A (事例集)」を使用し、法的な守秘義務であること、また社会福祉士及びソーシャルワーカーの職業倫理を踏まえた指導を徹底して行う。なお、実習中に知り得た利用者情報に関しては、実習生、実習指導者、実習指導担当教員が連携し個人情報管理に留意する。

実習に際しては、実習生が当該実習施設機関の長に対して、職務規定の遵守、個 人情報保護及び守秘義務に関する誓約書を提出する。

【資料 52】

個人情報保護及び守秘義務に関する誓約書(案)

(イ) 事故防止・感染予防策

実習に備え、施設、機関における事故に対するリスクマネジメントや業務上起こりうる感染のリスクについては、ソーシャルワーク実習指導の中で、学内で作成した「実習 Q&A」を使用し学修する。個別の実習施設・機関の感染予防策等に関しては、「『ソーシャルワーク実習』実習生受け入れ調査票」に記載欄を設け、確認を行う。この内容を学生に伝達し、遵守させる。

このことにより、学生は、日常的に、検温、マスク着用、手指消毒を行うことになる。実習開始日の2週間前より、健康観察・行動記録を作成し、日々の体調、そして実習施設・機関の個別の感染予防策を実施していることについて、実習開始日直前に実習指導担当者の確認を受ける。

新型コロナウイルス感染症の社会的状況の変化などがあった場合は、福祉実習委員会での協議を経て、取り組みを変更することがある。

エ 実習水準の確保の方策

本学科の社会福祉士養成課程におけるソーシャルワーク実習関連科目には、ソーシャルワーク実習指導、ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク実習が含まれる。ソーシャルワーク実習指導・ソーシャルワーク演習による事前指導では、実習を行う上で必要な知識・技術・態度を身に付けさせ、実習中にソーシャルワークを十分に技術習得できるようにする。

「ソーシャルワーク実習 I」には先修条件を設けている。具体的には、①「ソーシャルワーク実習指導 I」と「ソーシャルワーク演習 II」を履修済み又は履修中であること、②「ソーシャルワークの基盤と専門職 I」と「ソーシャルワークの基盤と専門職 II」を履修済み又は履修中であることの 2 点である。

ソーシャルワーク実習期間中に、実習担当教員は実習施設・機関に訪問し、「ソーシャルワーク実習の手引き(案)」に記載した学習内容の遂行状況、学生の学習状況の確認を、実習生、実習指導者、実習担当教員の三者で行う。

ソーシャルワーク実習指導・ソーシャルワーク演習の事後指導段階では、学生が実習中に経験した内容や学び・課題の言語化、 他者へ情報を共有するという観点から実習報告書の作成を行う。実習報告会では、実習生の個別発表を踏まえ、次年度実習を行う下級生及び実習指導者と質疑応答を行う。これらのことにより、実習生個人の実習の成果を確認するとともに、実習プログラムの問題点や課題を明確にし、個々の実習施設・機関における実習プログラムの改善を図る。

オ 実習先との連携体制

実習施設・機関の実習指導者との実習スケジュール等の各種調整は、実習開始前年度 に行う。また、毎年、本学の実習指導担当教員と実習施設・機関の現場実習指導者間で 実習指導者会議を開催し、実習に関する目的、目標、課題の共通認識を図る。

実習指導担当教員は、実習期間中に現場実習指導者と随時連絡を取りながら、学生の 実習状況の把握に努め、必要に応じて実習生への個別指導や帰校日を設け指導する体制 を構築する。

カ 実習前の準備状況

学生の健康管理については、全学生対象の定期健康診断を年に1回実施しており、学生の健康状態を把握し、必要に応じて実習前に健康相談を行う。

なお、本学科では全員が学生総合補償制度(Will)に加入する予定である。補償に関する内容は、「自身のケガへの補償」、「第三者に対する賠償責任への補償」、「実習中の 感染事故防止の補償」、「共済制度」となっている。

また実習施設が求める感染症対策をはじめとする実習中の留意事項については、実習事前指導の中で学生自身が確認し、実習中に漏れなくそれを遵守するよう指導を徹底する。その他、個々の実習施設が求める留意事項に加え、新型コロナウイルスなどの感染防止対策の観点から、実習に行く学生には実習開始2週間前より健康観察・行動記録を作成するよう指導を行う。

キ 事前・事後における指導計画

(ア) 実習前指導

実習前に開講する「ソーシャルワーク実習指導 I 」「ソーシャルワーク実習指導 II 」「ソーシャルワーク実習指導III」において実習の進め方や実習の留意点を学生に理解させるとともに、実習先の理解や利用者理解を深めるための事前課題及び実習課題・計画に係る事前課題を求め、それらに基づく個別指導を行う。また、実習先の理解を深めるために実習先指導者による講話を行い、実習先との連携を深めながら教育を行う。

(イ) 実習後指導

実習担当教員は、学生に対しグループスーパービジョン及び個別のスーパービジョンを通じて実習の成果や課題を明確にし、必要な指導を行う。

ク 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

ソーシャルワーク実習は、異なる施設・機関等の2ヶ所以上で実施することとする。1つの施設・機関等で行う実習時間は180時間以上とし、合計240時間の実習を春休みと夏休みの期間で実施する。実習巡回を専任教員7名で実施し、実習期間中に実習先への訪問による巡回指導を3回、実習先から大学に学生を呼び戻す帰校日指導を3回、計6回の面談指導の機会を設定する。

実習施設への移動方法は、公用車を使用する。なお、実習施設は全て山口県内であり、 実習に参加する実習指導教員に過度な負担がかからないよう、原則として大学との行き 来が無理なくできる実習地を選定している。 なお、「ソーシャルワーク実習Ⅰ」及び「ソーシャルワーク実習Ⅱ」は、それぞれ春休みや夏休みといった学生の長期休暇中に実施するため、教員の負担等の観点から無理のない計画となっている。

ケ 実習施設における指導者の配置計画

実習施設における指導者については、「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」(令和2年3月28日 社援発0306第23号)の「7実習に関する事項(6)」に従い、社会福祉士資格の取得後、相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者で、かつ社会福祉士実習指導者講習会の課程を修了した者を配置する。なお、実習指導者として依頼する者についての社会福祉士資格の有無、相談援助業務の経験年数、社会福祉士実習指導者講習会の課程修了については書類で確認を行い、学内に保管する。

【資料 53】

実習指導者の配置計画

コ 成績評価体制及び単位認定方法

成績評価は、実習指導者からの実習評価表、学生が記録する実習日誌、実習レポート、 巡回する実習巡回担当教員からの報告を合わせて、実習担当教員が総合的に評価し、成 績評価の原案を作成する。その上で福祉実習委員会にて協議を行い確定する。そして確 定した成績に基づいて実習担当教員が単位認定を行う。

【資料 54】

実習評価表 (案)

8. 企業実習(インターンシップを含む)や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画

(1) スポーツ健康科学科

本学科では、早期に、将来を見据えた業界の体験を行うことにより、専門課程での学びのイメージを拡げるための短期のインターンシップ科目「キャリア形成活動 I」と具体的な職種・業務内容を事前に設定した業務遂行型のインターンシップ科目「キャリア形成活動 I」を実施する。

ア 実習先の確保の状況

「キャリア形成活動 I」は、周南市及び近隣の下松市、光市で構成される周南広域都市圏内に本社や主たる事務所を構える企業 29 社の協力により 346 名の受入枠を確保している。

「キャリア形成活動Ⅱ」は、山口県インターンシップ協議会の協力により、同協議会

に参画する企業より340名の受入枠を確保している。

イ 実習先との連携体制

実習前及び実習期間中は、科目担当教員が実習先との連携・協力体制を構築するようにしており、円滑な企業実習が行えるように取り組む。

実習期間中は実習先の職員と学生、担当教員の三者で事前協議した実習プログラムに従い実習体験を行う計画としている。具体的には、実習開始前に実習の到達目標や実習指導の留意事項、実習評価等を実習先に対し説明し、合意形成を図る。また、実習期間中には、学生の実習状況の情報共有及び実習目的の相互理解を深める場をつくるようにする。こうした連携体制を構築することにより、キャリア形成活動の質的向上につなげていく。

ウ 成績評価体制及び単位認定方法

成績評価は、事前及び事後学修のプレゼンテーションや質疑応答、受入先からの実習評価、学生が作成する成果報告書、実習状況、評価表によって科目担当教員が総合的に評価し、単位を認定する。

事前学修では、自己分析や履歴書、志望理由書の作成を行うとともに、実習企業に関する事前調べとそれに基づくプレゼンテーションを実施する。

事後学修では、実習の振り返りと実習成果のプレゼンテーションを行い、最終的に成 果報告書の提出を求める。

【資料 55】

キャリア形成活動評価表 (案)

【資料 56】

実習施設一覧(キャリア形成活動I)

(2) 福祉学科

本学科では、社会福祉士養成に係る実習とは別に、子どもや高齢者に関する学修を深めるため、保育園や高齢者施設での実習を「企業実習」として位置付け実施する。具体的な科目は、「地域福祉キャリア形成活動 I」「地域福祉キャリア形成活動 II」である。

企業実習は、将来のキャリアに関連した就業体験を通して、仕事に対する責任感を醸成し、対象者への理解を深めることを目的とする。これに加えて、大学で学ぶ学修内容と就業体験を結び付けることによって、大学での学びに対する学習意欲の向上を図ることを目的とする。

ア 実習先の確保の状況

企業実習は合計 180 時間程度の実習時間を確保し、1 年次の後期と 2 年次の前期に分けて実施する。また、実習施設は 54 ヶ所で、177 名の実習受入枠を確保している状況である。

【資料 57】

実習施設一覧(福祉学科)

イ 実習先との連携体制

実習前及び実習期間中は、科目担当教員が実習先との連携・協力体制を構築するようにしており、円滑な企業実習が行えるように取り組む。

実習期間中は実習先の職員と学生、担当教員の三者で事前協議した実習プログラムに従い 実習体験を行う計画としている。具体的には、実習開始前に実習の到達目標や実習指導の留 意事項、実習評価等を実習先に対し説明し、合意形成を図る。また、実習期間中には、学生 の実習状況の情報共有および実習目的の相互理解を深める場をつくるようにする。こうした 連携体制を構築することにより、キャリア形成活動の質的向上につなげていく。

ウ 成績評価体制及び単位認定方法

成績評価については実習先に提出を求める実習評価及び事前事後指導で課す課題評価によって総合的に評価する。

【資料 58】

地域福祉キャリア形成活動評価表(案)

(3) その他特記事項

本学の前身である徳山大学は、令和3年度に、大学等において正規の教育課程として実施しているインターンシップの取組の中から、学生の能力伸長に寄与するなどの高い教育的効果を発揮しており、他の大学等や企業に普及するのに相応しいモデルとなり得る取組について、グッドプラクティスとして文部科学大臣が表彰することで、インターンシップの成果の普及と質の向上を図る「大学等におけるインターンシップ表彰」を受賞した。

アーリー・エクスポージャー型インターンシップでの受賞となり、仕事の実際を知ることや就業観の育成に資する職業体験が行われている点、インターンシップの様々な場面において、企業等との積極的な協働がある点などが総合的に評価された。

本学では今後も、地域の企業や団体などとの連携をより深め、アーリー・エクスポージャー型に加え、より長期のジョブ型の導入など、充実したインターンシップ制度の構築を図る。

9. 取得可能な資格

本学部における学科ごとの取得可能な資格については、次のとおりである。

(1) スポーツ健康科学科

取得可能な資格	区分	備考
中学校教諭一種免許状 (保健体育)	国家資格	資格取得
高等学校教諭一種免許状 (保健体育)	国家資格	資格取得
初級障がい者スポーツ指導員	民間資格	資格取得
中級障がい者スポーツ指導員	民間資格	資格取得
レクリエーション・インストラクター	民間資格	受験資格
健康運動実践指導者	民間資格	受験資格
健康運動指導士	民間資格	受験資格
コーチングアシスタント	民間資格	受験資格
競技別指導者(コーチ1、コーチ2、コーチ3)	民間資格	受験資格

(2) 看護学科

保健師養成課程は定員20名とする。

取得可能な資格	区分	備考
看護師免許	国家資格	受験資格
保健師免許 (選択選抜制)	国家資格	受験資格
養護教諭二種免許(保健師免許取得者のみ)	国家資格	資格取得
第一種衛生管理者(保健師免許取得者のみ)	国家資格	資格取得

【資料 59】教育課程と指定規則との対比表

(3) 福祉学科

取得可能な資格	区分	備考
社会福祉士	国家資格	受験資格
社会福祉主事	任用資格	資格取得
介護職員初任者研修修了	認定資格	資格取得

10. 入学者選抜の概要

(1) 募集定員

各入学者選抜の募集人員については、表1のとおりである。

表 1. 入学者選抜の方法と募集人員

(人)

ì	墨 抜区分	スポーツ 健康科学科	看護学科	福祉学科
	前期日程	20	35	20
一般選抜	公立大学中期日程	15	<u> </u>	_
	後期日程	_	5	5
学校推薦型選	全国枠	13	16	15
抜	地域枠	16	24	15
総合型選抜		16	_	5
	入学定員	80名	80名	60名

(2) 選抜体制

本学では、入学者選抜の実施に当たって、各学部の入学試験委員会において試験の企画・実施計画・運営方法を決定した入学試験要領に基づき、厳正に入学試験を実施する。 入学試験問題については、学長から委嘱を受けた委員が各試験の問題を作成する。入学試験結果の合否判定は、教授会で審議を経た後、学長が各学部の審議内容を聴取した上で決定する。また、大学入学者選抜実施要項に則り、学校推薦型選抜の募集人員は、入学定員の5割を超えない範囲において定める。

一般選抜では、スポーツ健康科学科は前期及び公立大学中期日程、看護学科及び福祉 学科は前期及び後期日程で実施する。看護学科、福祉学科については国家試験の受験資格に結びつくことからも、本学への進学意思の特に強い学生を確保したいと考え、前期 日程での定員数割合を多く設定している。

学校推薦型選抜は、本学が周南市の設立する公立大学であることを踏まえ、周南市及び近隣の下松市、光市で構成される周南広域都市圏内に所在する高等学校を卒業見込み、あるいは本人又は扶養者が周南市内に住所を有する者を対象とした「地域枠」、当該地域を除く「全国枠」とに分けた。

総合型選抜は、スポーツ健康科学科及び福祉学科において実施することとした。各学科のアドミッション・ポリシーに合致した学生を獲得する狙いから多様な入試方法を置く予定としている。

各入試方法の区分ごとにおける募集人員は、先述した表1のとおりとする。

(3) 選抜方法

選抜方法については、各学科のアドミッション・ポリシーに基づき実施する選抜試験、 及び高等学校における学習成果(学力の3要素『①知識・技能、②思考力・判断力・表 現力、③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度』)の観点から多面的総合的に 評価する。

ア スポーツ健康科学科

本学科のアドミッション・ポリシーを踏まえ、次のように選抜方法を定め入試を実施する。

<スポーツ健康科学科のアドミッション・ポリシー>

AP1: 高等学校における教育・科目を広く修得しており、健康やスポーツへの興味・関 心を有している。

AP2:課題解決を行うための基礎的な思考力・判断力と、自らの考え方や意見を他者に 論理的に伝えるための基礎的な表現力を備えている。

AP3:地域や社会の動向に関心を持ち、多様化、複雑化する健康やスポーツの諸課題に 取り組む意欲がある。

(ア) 一般選抜(前期日程)

本選抜では、大学入学共通テストと個別試験を実施し、大学入学共通テストにおいては高等学校までに修得すべき基礎学力として「①知識・技能」及び「②思考力・判断力・表現力」を確認する。個別試験では、「①知識・技能」、「②思考力・判断力・表現力」及び「③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を確認する。以上の各評価を総合して合格者の選抜を行う。

(イ) 一般選抜(公立大学中期日程)

本選抜では、大学入学共通テストと個別試験を実施し、大学入学共通テストにおいては高等学校までに修得すべき基礎学力として「①知識・技能」及び「②思考力・判断力・表現力」を確認する。個別試験では、「①知識・技能」及び「②思考力・判断力・表現力」を確認する。「③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」については、出願書類を用いて評価する。

(ウ) 学校推薦型選抜(全国枠・地域枠)

本選抜では、個別試験を実施し、本学科での学修に必要となる「①知識・技能」、「②思考力・判断力・表現力」及び「③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を評価する。また、「①知識・技能」及び「③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を出願書類として提出を求める調査書等の内容を用いて評価する。以上の各評価を総合して合格者の選抜を行う。

なお、地域枠は、周南市及び近隣の下松市、光市で構成される周南広域都市圏に 所在する高等学校を卒業見込みの者、あるいは周南広域都市圏に所在する高等学校 以外に所在する高等学校を卒業見込みの者のうち、本人又は扶養者が周南市内に住 所を有する者を対象とする。

(エ)総合型選抜

本選抜では、個別試験を実施し、本学科での学修に必要となる「①知識・技能」、「②思考力・判断力・表現力」及び「③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を評価し、総合して合格者の選抜を行う。

イ 看護学科

本学科では、豊かな人間性と高い倫理観、幅広い教養を備え、高度な専門知識と技術を活用し、多職種・他業種と連携協働して、あらゆる健康状態にある人びとが生涯にわたり、社会とのつながりの中で、その人らしくより豊かに生きる力を引きだす看護を実践、探究できる人材を養成することを目的とする。この目的に沿って設定したディプロマーポリシーとカリキュラム・ポリシーに対応したアドミッション・ポリシーを踏まえ、次のように選抜方法を定め入試を実施する。

<看護学科のアドミッション・ポリシー>

AP1:人に関心があり、他者と尊重しあう価値観を備えている。

AP2:看護や医療に関する専門知識や技術の修得に必要な意欲及び基礎学力を備えている。

AP3:柔軟な発想で分析し、論理的思考に基づいて論述できる。

AP4:看護職者として社会に貢献する意思や具体的イメージを有している。

AP1 は面接、出願書類、小論文で判定する、AP2 の基礎学力は大学入学共通テスト及び出願書類の成績評価で判定し、意欲は小論文又は面接で判定する。AP3 は小論文で判定する。AP4 は小論文、面接、及び出願書類で判定する。

(ア) 一般選抜(前期・後期日程)

本選抜では、大学入学共通テストと個別試験を実施し、大学入学共通テストにおいては高等学校までに修得すべき基礎学力として「①知識・技能」を、個別試験では、本学科での学修に必要となる「②思考力・判断力・表現力」及び「③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」をそれぞれ確認する。

以上の各評価を総合して合格者の選抜を行う。

(イ) 学校推薦型選抜(全国枠・地域枠)

本選抜では、個別試験を実施し、本学科での学修に必要となる「②思考力・判断力・表現力」及び「③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を評価する。 また、「①知識・技能」については、出願書類として提出を求める調査書等の内容を用いて評価する。

以上の各評価を総合して合格者の選抜を行う。

なお、地域枠は、周南市及び近隣の下松市、光市で構成される周南広域都市圏に 所在する高等学校を卒業見込みの者、あるいは周南広域都市圏に所在する高等学校 以外に所在する高等学校を卒業見込みの者のうち、本人又は扶養者が周南市内に住所を有する者を対象とする。

ウ 福祉学科

本学科のアドミッション・ポリシーを踏まえ、次のように選抜方法を定め入試を実施 する。

<福祉学科のアドミッション・ポリシー>

AP1: 高等学校における教育・科目を広く修得しており、ボランティア活動への興味・ 関心を有している。

AP2:課題解決を行うための基礎的な思考力・判断力と、自らの考え方や意見を他者に 的確に伝えるための基礎的な表現力を備えている。

AP3: 社会の動向に関心を持ち、幅広い視野と深い考察を育むことで、多様化、複雑化 する福祉課題に取り組む意欲がある。

(ア) 一般選抜(前期・後期日程)

本選抜では、大学入学共通テストと個別試験を実施し、大学入学共通テストにおいては高等学校までに修得すべき基礎学力として「①知識・技能」を、個別試験では、本学科での学修に必要となる「②思考力・判断力・表現力」及び「③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」をそれぞれ確認する。

以上の各評価を総合して合格者の選抜を行う。

(イ) 学校推薦型選抜 (全国枠・地域枠)

本選抜では、個別試験を実施し、本学科での学修に必要となる「②思考力・判断力・表現力」及び「③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を評価する。 また、「①知識・技能」については、出願書類として提出を求める調査書等の内容を用いて評価する。

以上の各評価を総合して合格者の選抜を行う。

なお、地域枠は、周南市及び近隣の下松市、光市で構成される周南広域都市圏に 所在する高等学校を卒業見込みの者、あるいは周南広域都市圏に所在する高等学校 以外に所在する高等学校を卒業見込みの者のうち、本人又は扶養者が周南市内に住 所を有する者を対象とする。

(ウ)総合型選抜

本選抜では、個別試験を実施し、本学科での学修に必要となる「②思考力・判断力・表現力」及び「③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を評価する。 また、「①知識・技能」については、出願書類として提出を求める調査書及び活動報告書等の内容を用いて評価する。

以上の各評価を総合して合格者の選抜を行う。

(4) 選抜基準

選抜方法における大学入学共通テスト及び個別学力検査の選抜基準及びアドミッション・ポリシーとの相関については、別途資料を添付する。

【資料 60】

選抜方法とアドミッション・ポリシーの相関表(スポーツ健康科学科)

【資料 61】

選抜方法とアドミッション・ポリシーの相関表 (看護学科)

【資料 62】

選抜方法とアドミッション・ポリシーの相関表(福祉学科)

【資料 63】

選抜方法一覧 (スポーツ健康科学科)

【資料 64】

選抜方法一覧 (看護学科)

【資料 65】

選抜方法一覧(福祉学科)

11. 教員組織の編制の考え方及び特色

(1) スポーツ健康科学科

ア 教員組織編制の考え方

本学科に配置する教員は、幅広い職業人養成及び社会貢献(地域貢献)に関する豊富な経験を有し、専門分野における研究に従事する者である。専任教員には、設置の趣旨及び学部の特色に合致した教育を行うため、医師免許を有する者や健康科学、スポーツ医科学、スポーツ人文社会科学といった幅広い分野から高度な知識や経験を持つ者をそろえた。

また、養成する人材像に適った人物を養成するため、本学科において教育上主要と考える科目は、専任の教授又は准教授が担当する。

イ 教員組織編制の特色

本学科は、14名(教授9名、准教授4名及び講師1名)の専任教員を配置する。配置する14名の内、10名が博士の学位を有し、いずれも豊富な教育経験及び研究業績を備えている。詳細な学位取得の状況は、表2のとおりである。

本学科では、表3のとおり、専任教員を配置する。令和6(2024)年度の開設時に13名(教授8名、准教授4名及び講師1名)を配置し、また、令和8(2026)年度に1名(教授)を配置する。

職位	博士	修士	合計
教授	7	2	9
准教授	3	1	4
講師	0	1	1
合計	10	4	14

表 3: 教員組織の段階的整備計画

(人)

職位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
教授	8	0	1	9
准教授	4	0	0	4
講師	1	0	0	1
合計	13	0	1	14

(ア) 国家資格を有する教員

専任教員 14 名の中には、医師免許を有する者が 2 名おり、その専門性を教育に 生かす。

(イ) 実務経験を有する教員

専任教員 14 名の内、病院(医師)での実務経験を有する者が 2 名おり、医学面からより専門的な教育が可能となる。

ウ 教員の年齢構成

専任教員の完成年度時点での年齢構成は、表4のとおりである。本学の教育研究の継続及び質向上を維持しつつ、学生支援と若手教員の育成を視野に入れた構成になるよう配慮した。具体的には、30歳代1名、40歳代5名、50歳代3名、60歳代5名、平均年齢は54.1歳であり、教員の年齢構成としてバランスのとれた配置となっている。

表 4:スポーツ健康科学科専任教員の年齢構成

(人)

	30~ 39 歳	40~ 49 歳	50~ 59 歳	60~ 65 歳	66 歳以上	計	平均年齢
教授	0	1	3	3	2	9	59.7歳
准教授	1	3	0	0	0	4	45.0 歳
講師	0	1	0	0	0	1	40.0歳
合計	1	5	3	3	2	14	54.1 歳

※完成年度の3月31日時点

なお、「公立大学法人周南公立大学職員就業規則」の第19条に基づき、教員の定年を65歳としているが、「公立大学法人周南公立大学職員の定年の特例に関する規程」を適

用し、完成年度まで定年を延長することができる。

完成年度前に、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員が2名いることについては、定年規程の特例に関する規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努める。これら2名の職位・専門分野を鑑みた後任の選考に着手するとともに、内部昇任の検討を開始する。

エ 中心となる研究分野

本学科に所属する教員の中心となる研究分野は、スポーツ健康科学である。なお、研究体制については、次の項目(12.研究の実施についての考え方、体制、取組)において詳細を述べる。

(2) 看護学科

ア 教員組織編制の考え方

看護学科に配置する専任教員は幅広い職業人養成及び社会貢献(地域貢献)に関する 豊富な経験を有し、専門分野における研究に従事するものである。専任教員の配置に当 たっては、博士号などの学位の保有状況をはじめ、それぞれの専門領域における教育実 績や研究業績、実務経験などを担当予定の授業科目との適合性について、配慮しながら 配置する。

また、養成する人材像に適った人物を養成するため、本学科において教育上主要と考える科目は、専任の教授又は准教授を中心に担当する。

教員組織は、看護専門分野3分野8領域を配置する。

- (ア)基礎看護分野:基礎看護学領域
- (イ)生涯発達看護分野:セクシュアルリプロダクティブ看護学領域、小児看護学領域、成人看護学領域、高齢者看護学領域
- (ウ) 広域看護分野:精神看護学領域、地域・在宅看護学領域、公衆衛生看護学領域

授業科目については、専任教員の指示の下に教材作成や実技の補助、実習施設との連携調整など、教育研究の円滑な実施のための業務に従事する助手3名を配置し、指導体制の強化と充実を図る。実習指導については、実習施設との連携強化、実習指導体制の充実などの観点から実習の指導には実習助手を配置し、専任教員と連携しながら実施する。

イ 教員組織編制の特色

本学科の専任教員は29名を計画しており、そのうち13名が博士の学位を有している (表5)。また編制においては、学年進行に応じて、段階的に整備する計画である(表6)。

表 5:学位の取得状況

1	1	1
(八)

職位	博士	修士	合計
教授	9	3	12
准教授	3	2	5
講師	1	5	6
助教	0	6	6
合計	13	16	29

表 6: 教員組織の段階的整備計画

(人)

職位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
教授	10	2	0	12
准教授	2	3	0	5
講師	4	1	1	6
助教	2	3	1	6
合計	18	9	2	29

(ア) 国家資格を有する教員

本学科の専任教員 29 名は、全員が看護師免許を有している。また、保健師免許 を有する者 18 名、助産師免許を有する者 6 名である。

(イ) 実務経験を有する教員

専任教員全員が、病院、診療所、保健所、保健センター、訪問看護ステーション等での実務経験を有しており、より実践的な教育が可能となる。

ウ 教員の年齢構成

専任教員の完成年度時点での年齢構成は、表7のとおりである。本学の教育研究の継続及び質向上を維持しつつ、若手教員の育成を視野に入れた構成になるよう配慮した。

具体的には、40 歳代 5 名、50 歳代 14 名、60 歳代 12 名、平均年齢は 57.6 歳であり、教員の年齢構成としてバランスのとれた配置になっている。

なお、「公立大学法人周南公立大学職員就業規則」の第19条に基づき、教員の定年を65歳としているが、「公立大学法人周南公立大学職員の定年の特例に関する規程」を適用し、完成年度まで定年を延長することができる。完成年度前に、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員が6名いることについては、定年規程の特例に関する規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努める。これら6名の職位・専門分野を鑑みた後任の選考に着手するとともに、内部昇任の検討を開始する。

	40~49 歳	50~59 歳	60~65 歳	66 歳以上	計	平均年齢
教授	0	3	3	6	12	63.0歳
准教授	2	2	1	0	5	52.4 歳
講師	0	6	0	0	6	54.8 歳
助教	2	2	2	0	6	53.8歳
合計	4	13	6	6	29	57.6歳

※完成年度の3月31日時点

(3) 福祉学科

ア 教員組織編制の考え方

福祉学科に配置する専任の教員は、幅広い職業人養成及び社会貢献(地域貢献)に関する豊富な経験を有し、専門分野における研究に従事する者である。専任教員には、設置の趣旨並びに学部の特色に合致した教育を行うため、福祉本来の知識や技術を授ける者、高齢者や子どもといった社会的弱者に対し広く知識や能力を授ける者、そして地域の資源を発掘し、新たな福祉の価値を創造するための知識を授ける者といった、幅広い分野から高度な知識や経験を持つ者をそろえた。

また、養成する人材像に適った人物を養成するため、本学科において教育上主要と考える科目は、専任の教授又は准教授が担当する。

イ 教員組織編制の特色

福祉学科は、令和6 (2024) 年度の開設時より、12名 (教授8名、准教授4名) の専任教員を配置する。配置する12名の内、5名が博士の学位を有し、いずれも豊富な教育経験及び研究業績を備えている。詳細な学位取得の状況は、表8のとおりである。

表 8	•	学位の取得状況	
10	•	7 12 12 12 12 13 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	

/	1	\
(Λ)
١.	/	•/

職位	博士	修士	合計
教授	4	4	8
准教授	1	3	4
合計	5	7	12

(ア) 国家資格を有する教員

専任教員 12 名の中には、社会福祉士 (6 名)、介護福祉士 (2 名)、精神保健福祉士 (2 名)、保育士 (1 名) といった国家資格を有する者がおり、その専門性を教育に生かす。

(イ) 実務経験を有する教員

専任教員 12 名の内、ボランティア協会、社会福祉協議会、知的障害者施設、老人保健施設等での実務経験を有する者が 5 名おり、様々な福祉分野の教育が可能となる。

ウ 教員の年齢構成

専任教員の完成年度時点での年齢構成は、表9のとおりである。本学の教育研究の継続及び質向上を維持しつつ、学生支援と若手教員の育成を視野に入れた構成になるよう配慮した。具体的には、40歳代3名、50歳代4名、60歳代5名、平均年齢は57.7歳であり、教員の年齢構成としてバランスのとれた配置となっている。

表 9: 福祉学科専任教員の年齢構成

(人)

	40~49 歳	50~59歳	60~65 歳	66 歳以上	計	平均年齢
教授	0	4	2	2	8	61.1歳
准教授	3	0	1	0	4	50.8歳
合計	3	4	3	2	12	57.7歳

※完成年度の3月31日時点

なお、「公立大学法人周南公立大学職員就業規則」の第19条に基づき、教員の定年を65歳としているが、「公立大学法人周南公立大学職員の定年の特例に関する規程」を適用し、完成年度まで定年を延長することができる。【資料66、資料67】

完成年度前に、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員が2名いることについては、定年規程の特例に関する規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努める。これら2名の職位・専門分野を鑑みた後任の選考に着手するとともに、内部昇任の検討を開始する。

エ 中心となる研究分野

福祉学科に所属する教員の中心となる研究分野は、社会福祉学である。なお、研究体制については、次の項目(12.研究の実施についての考え方、体制、取組)において詳細を述べる。

【資料 66】

公立大学法人周南公立大学職員就業規則

【資料 67】

公立大学法人周南公立大学職員の定年の特例に関する規程

12. 研究の実施についての考え方、体制、取組

(1) 研究の実施についての考え方や、実施体制、環境整備

各教員の専門分野に応じた専門性の高い研究の他、地域の課題を解決するための地域に根ざした研究、地域の健康や生活の質を守るための研究、産学官連携研究など、地域の持続的発展や地域に新しい価値の創造に帰する研究を推進する。研究の推進によって教育の質を高めるための基盤を強化するとともに、外部資金獲得を増加させ、研究力及び経営力の強化にもつなげる。

研究の実施体制として、令和4(2022)年度、研究・地域・産学連携推進機構を新た

に設置し、その下に研究推進室及び地域・産学連携推進室を置き、本学の研究・地域・産学連携体制の一層の強化を図るっている。また、研究マネジメント人材として URA (University Research Administrator) を配置し、本学教員の研究活動、外部資金獲得活動、産学官連携を念頭に置いた地域との連携活動を支援するための体制を強化している。

具体的には、研究力強化のため、学内に様々な研究支援のプログラムを用意し、研究 支援助成金を充実させることで研究環境の整備等を実施する。地域に根差した研究に関 しては、共同研究講座の拡張と受託研究などの推進のために、学内シーズ研究会や本学 研究シーズと産学官ニーズとのマッチング交流会の開催等の活動や、研究環境の整備等 を、地域共創センターと研究推進室の連携を強化・推進しつつ行う。

(2) 研究活動をサポートする技術職員や URA の配置状況・役割・責任等

令和4(2022)年8月より、研究推進室にURAを1名配置し、研究力強化・産学官連携等の強化を図っている。URAは、本学で教員と事務職員という職種・業務の垣根を越えて働くスタッフであり、専門性の高い知見と経験を生かして、全学的な研究活動や産学官連携を推進するために活動している。具体的には、研究広報・資金獲得などのサポート、研究者や産学官等のさまざまなステークホルダーと本学の研究・研究者を結ぶ研究の支援や活動、更には大学内外の研究活動に関するデータ分析とそれに基づいた研究支援方針の立案、研究推進のための環境整備などを担う。

URA の基本的な役割は、部局等の協力を得ながら以下の 4 点を推進することである。

- ア. 外部資金(科研費等)獲得支援活動
- イ. 産学官連携活動
- ウ. 研究成果発表推進活動支援
- 工. 研究体制環境整備

13. 施設、設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

本学の校地等の面積は 161,605 ㎡であり、大学設置基準上必要な校地面積である 19,200 ㎡の 8 倍以上を有している。

また、校舎を有するキャンパス及び近隣に有する運動用地の合計は 38,849 ㎡あり、 授業及び課外活動や学生の休息等の利用のために必要となる敷地を十分確保している。 運動場では、体育系の授業やサッカー部や陸上競技部、ラグビー部をはじめとする運動 部が使用するなど、広く学生に親しまれている。

なお、近隣に有する運動用地までは、徒歩で15分程度の距離となっている。

(2) 校舎等施設の整備計画

本学の校舎面積の合計は令和6(2024)年3月に完成予定の校舎を含めると約24,058

㎡となり、大学設置基準上必要な校舎面積 14,635 ㎡を上回ることから、学生の教育環境としては十分な面積を確保している。

令和6 (2024) 年3月完成予定の校舎 (5 階建て、延床面積6,641 ㎡) には、1、2 階にはカフェ機能を持たせたコミュニケーションコモンズ (ウェルビーイングスクエア) を配置し、学生の休息や自習環境を整備し、3 階以上は全学共有の講義室と看護学科専用の実習室、研究室等を配置する計画である。

既設の8号館(2階建て、延床面積1,505 m²)は全面改修を行い、スポーツ健康科学 科の専用施設として実験実習室、研究室を配置する計画である。

また、令和5(2023)年度内に全校舎のインターネット環境を再構築し、全学的にオンライン授業やオンデマンド授業が快適に行えるよう整備する計画である。

ア 講義室等の整備計画

新設の校舎を含めて、講義室を 34 室整備する計画であり、総合科目・専門科目等を 合わせ、全学的に使用していくこととしている。

また、新校舎には、全学共有の講義室、看護学科専用の臨床系実習室 I (主に基礎看護学領域、成人看護学領域、高齢者看護学領域の演習で使用)や臨床系実習室 II (主としてセクシュアルリプロダクティブ看護学領域、小児看護学領域で使用)、地域・在宅実習室、シミュレーション室 (全ての看護学領域の多様なシミュレーション教育で使用)などの他、学生が自由に自習できるコモンズを設置するとともに、8号館には、スポーツ健康科学科の専用施設として、生理学実験室、生化学実験室、心理学実験室等を設置する。

福祉学科には実習指導業務の窓口となる「実習準備室」を 11 号館に置き、実習に必要な資料が閲覧できる施設として「実習資料室」を設置している。また、介護職員初任者研修を行う実習施設として浴槽、ベッド、和室、調理室を整備している。

【資料 68】

令和9(2027)年度 全学部学科時間割

【資料 69】

令和9(2027)年度 看護学科時間割

【資料 70】

令和9(2027)年度 福祉学科時間割

イ 教員の研究室の整備計画

専任の教員の研究室については、講師以上は一人に付き一部屋確保している。

新校舎に入る看護学科では、教授及び准教授は1名につき1部屋を使用し、講師は2名につき1部屋を使用する。助教及び助手については、同学科の特性も考慮し、6名につき一つの部屋を使用することで、研究者として互いに刺激し合える環境を整える計画である。また、同じフロアにゼミ室を10室確保し、オフィスアワーなど学生のプライバシー保護を担保できるよう計画している。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

ア 図書等の整備計画

本学における現在の蔵書数は約 187,000 冊となっており、スポーツ健康科学科で 2,355 冊、看護学科で 3,742 冊の図書(電子書籍を含む。)を 2024 年度の学部・学科開設までに整備する計画である。また、令和7(2025)年度以降は、年次計画の下、順次図書を充実させる予定である。

図書以外にも、200点以上の視聴覚資料の整備や電子資料として9種のデジタルデータベースも併せて導入する。スポーツ健康科学科、看護学科、福祉学科において整備する学術雑誌等については、別途資料を添付する。

なお、福祉学科については、既存の福祉情報学部に同一の養成課程があり、専門図書の蔵書が約1万冊あることから、今回の設置による図書の整備ではなく、既存の学部における年度ごとの図書整備計画及び令和6(2024)年度以降の図書整備計画に則り書籍等をそろえる計画である。

イ 図書館の整備計画

本学の図書館には210 席の閲覧席を整備しており、完成年次の収容定員の1割以上の数を有することから、十分な座席数を確保できていると考える。書籍の検索には所蔵検索端末(OPAC)を使用し、インターネットによる論文検索やデータベースを利用した雑誌記事の検索なども可能となっている。

なお、学生の学習スペースとして、新校舎 1、2 階のコミュニケーションコモンズ (ウェルビーイングスクエア) や 11 号館 3 階のラーニングコモンズ、アカデミックコモンズを設置しており、広く開放する。

ウ 周南市立図書館との連携協力について

令和 4 (2022) 年度より、本学では、周南市立図書館(中央図書館、新南陽図書館、福川図書館、熊毛図書館、鹿野図書館、徳山駅前図書館)と連携し、図書館資料の相互利用を促進し、利用者サービスの向上と図書館活動の充実を図るため、それぞれの図書館の所蔵資料の相互貸出及び貸出資料の相互返却サービスを開始している。また、今後は、教員を派遣した講演会や学生ボランティアによるお話し会、相互の図書館で企画展示を開催するなど、両図書館で協力して事業の実施を進めることとしている。

【資料 71】

学術雑誌等の一覧 (スポーツ健康科学科)

【資料 72】

学術雑誌等の一覧 (看護学科)

【資料 73】

学術雑誌等の一覧(福祉学科)

14. 管理運営及び事務組織

(1) 教授会

本学では、周南公立大学学則第5条に学部教授会の設置を定めている。構成員は、 本学部の専任の教授をもって構成する。学部長は、准教授、講師及び助教その他教職 員を構成員に加えることができる。また、学部長が議長を務める。

教授会は、原則として月1回開催する。

また、教授会の審議事項は、周南公立大学教授会規程第3条に以下のように定めて おり、これらの事項について学長が決定する際に意見を述べることとなっている。

- ア 教育課程の編成に関すること
- イ 学生の入学、卒業、及び学位の授与に関すること
- ウ 学生の厚生及び補導に関すること
- エ 学生の賞罰に関すること
- オ その他教育又は研究に関する重要なこと

(2) 教学マネジメント機構

本学では教学マネジメントの実施及びその評価の方針を決定するために、教学マネジメント機構を設置している。構成員は、機構長、副機構長、学部長、事務局長、学 長企画戦略室長、学生支援部長及び機構長が必要と認める者であり、機構長は学長が、 副機構長は副学長が務める。

教学マネジメント機構の業務は、次にあげる項目の方針決定である。

- ア 入試制度に関すること
- イ 学位プログラムに関すること
- ウ 教育の質保証及び学生の学習成果等の把握に関すること
- エ 学生の修学支援、課外活動支援及び進路支援に関すること
- オ 留学生の支援(受入れ及び派遣を含む。)に関すること
- カ その他本学の教学マネジメントに関し必要な事項

また、本機構の下には、以上の項目の具体的な企画立案を実施する教学マネジメント推進室を設置している。

(3) 教育研究審議会

本学では、大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究審議機関として、教育研究審議会を設置している。教育研究審議会は、学長、副学長、学部長、学長が指名する理事又は職員、教育研究上の重要な組織の長のうち学長が指名する者、法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから学長が任命する者の計 15 人の委員から構成される。

また、教育研究審議会の審議事項は、次の事項を審議する。

- ア 中期目標についての意見に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- イ 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- ウ 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならないものに関する事

項のうち、大学の教育研究に関するもの

- エ 学則(法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規程 の制定又は改廃に関する事項
- オ 教員の人事に関する事項(法人の経営に関する事項を除く。)
- カ 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- キ 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- ク 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に係る方針及び学位の授 与に係る方針に関する事項
- ケ 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- コ その他大学の教育研究に関する重要事項

(4) 事務組織体制

本学の事務局は、総務部、学生支援部を配置し、総務部には法人経営課、総務課、 経理課、自己点検評価室、学生支援部には学務課、入試課を配置している。

また、学長直轄の組織として学長企画戦略室、その他地域共創センター及び研究推進室がある。

主として学生の厚生補導を担う組織等は、学生支援部学務課及び地域共創センターである。学生支援部学務課では教務及び学生生活の支援を、地域共創センターでは就職活動を含むキャリア支援を中心に行っている。

15. 自己点検・評価

本学は、学校教育法第 109 条第1項及び地方独立行政法人法第78条の2に規定する自己点検及び評価を行うため、「公立大学法人周南公立大学における内部質保証に関する規程」に基づき、自らの責任において自己点検・評価を適切に機能させ、教育、研究、社会貢献、管理運営等の活動の課題や成果を把握し、改善・向上に努める恒常的かつ継続的な取り組みを行うこととしている。

(1) 実施方法・実施体制

「公立大学法人周南公立大学における内部質保証に関する規程」第7条第4項第1 号及び「公立大学法人周南公立大学自己点検評価委員会規程」に基づき、自己点検評 価委員会が、第三者となる周南市公立大学法人評価委員会の評価実施方法等を参考に 定め、毎年度策定している年度計画についての達成状況を確認して行う。

具体的には、学内の各部局が自己点検・評価を行い、自己点検・評価委員会がその内容を検証、調整して法人の自己評価結果である「業務実績報告書」として取りまとめる。 年度計画の達成状況の記載については、可能な限り数値実績を用いるなど根拠やデータを明らかにすることとし、評価の妥当性を判断する。

(2) 結果の活用・公表

自己点検・評価の結果をまとめた「業務実績報告書」は、本学のホームページで公表している。

(https://www.shunan-u.ac.jp/about/tokuyama_u/hyouka/)

また、法人の業務運営の改善と大学の質の向上を図るため、年度計画の達成状況を 自己点検・評価する過程で自己点検評価委員会から出された意見については、担当部 局にフィードバックし、次年度の計画策定に反映させるなどの対応を行うことで、業 務運営の改善や教育研究水準の向上に努める。

(3) 評価項目

自己点検・評価は、周南市公立大学法人評価委員会が定める「公立大学法人周南公立大学の各事業年度の業務実績評価(年度評価)実施要領」を踏まえて実施することとし、具体的な評価項目は、I. 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置、II. 地域社会との連携・共創、地域貢献に関する目標を達成するための措置、III. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置、IV. 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置、V. 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置、VI. その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置の6つとしている。

また、認証評価機関が設定する評価基準を評価項目とする自己点検・評価を行っている。

(4) 外部評価

本学では、地方独立行政法人法に基づき、毎年度、周南市公立大学法人評価委員会の評価を受ける。

なお、本学の前身である徳山大学では、学校教育法に基づく大学機関別認証評価を財団 法人日本高等教育機関評価機構において平成28年度に受審しており、同機構が定める大学 評価基準を満たしていると判定された。当時の評価結果については、本学のホームページ で公表している。

https://www.shunan-u.ac.jp/about/tokuyama_u/hyouka/

16. 情報の公表

(1) 公表の内容及び方法

学校教育法第 113 条及び学校教育法施行規則第 172 条の 2 に示されている教育研究活動等の状況を、本学のホームページを用いて広く公表しており、新学部の情報についても引き続き積極的に公表する。

(2) Web サイトによる公開情報

ア 大学の教育研究上の目的及び3つのポリシーに関すること

- (ア)公立大学法人周南公立大学 設立目的/教育理念 https://www.shunan-u.ac.jp/about/philosophy/ トップページ>大学案内>大学の基本理念
- (イ) 3 つのポリシー
 - ○ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー https://www.shunan-u.ac.jp/faculty/diploma_curriculum_policy/ トップページ>学部・学科>ディプロマ&カリキュラムポリシー
 - ○アドミッション・ポリシー https://www.shunan-u.ac.jp/admission/policy/ トップページ>入試情報>アドミッション・ポリシー
- イ 教育研究上の基本組織に関すること

https://www.shunan-u.ac.jp/about/soshiki/トップページ>大学案内>教育組織

教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
https://www.shunan-u.ac.jp/about/teacher/
トップページ>大学案内>教員紹介

- エ 入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、 卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状 況に関すること
 - (ア) 入学者の数

※入学者に関する受け入れ方針は上記アドミッション・ポリシー参照 https://www.shunan-u.ac.jp/_file/ja/cms/64946/file_link/2/ トップページ>大学案内>情報の公表>入学者数

(イ) 収容定員及び在籍する学生の数

https://www.shunan-u.ac.jp/_file/ja/cms/64947/file_link/2/トップページ>大学案内>情報の公表>在学者数

- (ウ) 卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数https://www.shunan-u.ac.jp/_file/ja/cms/64948/file_link/2/トップページ>大学案内>情報の公表>卒業者数・進学者数・就職者数
- (エ) その他進学及び就職等の状況

https://www.shunan-u.ac.jp/applicants/performance/トップページ>大学案内>情報の公表>卒業者数・進学者数・就職者数

オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(経済学部)

https://www.shunan-u.ac.jp/faculty/economics/

トップページ>大学案内>学部・学科>経済学部

(福祉情報学部)

https://www.shunan-u.ac.jp/faculty/welfare/

トップページ>大学案内>学部・学科>福祉情報学部

カ 学習の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(ア) 成績評価基準

 $\underline{\text{https://www.shunan-u.ac.jp/_file/ja/cms/64957/file_link/2/}}$

トップページ>大学案内>情報の公表>学習の成果に係る評価

(イ) 卒業認定の基準(経済学部)

https://www.shunan-u.ac.jp/faculty/economics/faq/

トップページ>大学案内>情報の公表>卒業認定の基準(経済学部)

(ウ) 卒業認定の基準(福祉情報学部)

https://www.shunan-u.ac.jp/faculty/welfare/faq/

トップページ>大学案内>情報の公表>卒業認定の基準(福祉情報学部)

キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

https://www.shunan-u.ac.jp/campus/map/

トップページ>大学案内>情報の公表>キャンパスマップ

ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

https://www.shunan-u.ac.jp/admission/fee/

トップページ>大学案内>情報の公表>入学金・授業料

ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

(ア) 大学が行う学生の修学及び進路選択の支援

https://www.shunan-u.ac.jp/campus/life_support/

トップページ>大学案内>学生生活>学生生活サポート

(イ) 心身の健康等に係る支援

https://www.shunan-u.ac.jp/campus/student_advise/

トップページ>大学案内>情報の公表>心身の健康等の支援

コ その他

https://www.shunan-u.ac.jp/_file/ja/cms/64351/file_link/2/トップページ>大学案内>情報の公開

17. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

(1) ファカルティ・ディベロップメント (FD)

本学では、教育内容、教育の質保証等の改善のための組織として FD/SD 委員会を設置しており、委員は総合教育センター長、各学部から選出された教員、総務課長、委員長が指名する教職員で構成され、以下の業務を行う。

- ア FD・SD の企画及び実施計画の立案
- イ FD・SD の評価
- ウ FD・SD活動に関する情報の収集及び提供
- エ その他 FD・SD 活動の推進に関する必要な事項

全教職員を対象とした FD 研修会を月に1回程度開催しており、授業内容の改善と 質的向上を図っている。

また、授業評価アンケートをセメスターごとに実施しており、アンケートに記載された学生からの評価や意見は、総合教育センターで結果をとりまとめて分析している。分析された結果はFD研修会において全教員が情報共有し、教員個々の授業改善に役立てている。なお、学生からの意見に対しては各教員から回答を行う。

これらは全学的な取り組みとして新設する学部においても継続して行う。

(2) スタッフ・ディベロップメント (SD)

大学運営をめぐる課題が高度化・専門化する中、教職員の管理運営能力の向上を目的に月に1回程度の割合でSD研修会を実施している。

教育内容の改善に資するため、建学の精神と教育理念及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに基づく大学運営の研修及び学生の正課外活動を積極的にサポートするための取り組みに対する研修を開催している。

これらは全学的な取り組みとして新設する学部においても継続して行う。

18. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

(1) 教育課程内の取り組みについて

ア スポーツ健康科学科

本学科では、キャリア教育の入り口として、1年次に必修科目「キャリア形成活動 I」を設置している。この「キャリア形成活動 I」は、早期に、将来を見据えた業界の体験を行うことにより、専門課程での学びのイメージを拡げることを目的としている。

また、2年次には具体的な職種・業務内容を事前に設定した業務遂行型のインターンシップ科目「キャリア形成活動Ⅱ」を必修科目として設置している。

イ 看護学科

看護学科では、専門科目において、看護職者としての自立及び自律、倫理的行動、キャリア形成について学ぶ。また、本学の特徴として地域密着型の病院や施設から特定機能病院まで幅広い実習施設で実習を行うため、各看護実習を通して、看護師の役割や機能や看護師に求められる能力の修得を図る。

また、1年前期に配置する「看護学概論」、1年後期に配置する「セクシュアルリプロダクティブ看護学概論」「地域・在宅看護概論」、2年前期に配置する「小児看護学概論」「成人看護学概論」「高齢者看護学概論」「公衆衛生看護学概論」の学修を通して、低学年のうちから多様な看護の対象者や看護実践の場について理解することができる。また、4年次の「統合実習」では複数患者の受持ちや受持ち患者へセクシュアルリプロダクティブを知る機会があり、「well-being実習Ⅲ(地域の健康課題)」では地域医療やへき地や島しょ部など診療所での看護職者の役割や病院以外での看護実践活動の場についても学修する機会がある。以上の科目を通じて、卒業後の自身のキャリアデザインの形成を促すとともに、社会的・職業的自立を支援する。

ウ 福祉学科

本学科では、1年次に必修科目として開講する「地域福祉キャリア形成活動指導 I」及び同じく必修科目として2年次に開講する「地域福祉キャリア形成活動指導 II」でソーシャルワーカーが広く活躍している分野、活躍が期待される分野に関する講義・演習を行う予定にしており、社会的・職業的自立を担う科目としている。

(2) 教育課程外の取り組みについて

本学では、学生のキャリア支援、進路指導、就職支援等を全学で総合的に推進する 業務は、地域共創センターが担当している。地域共創センターでは、学生が4年間の 学生生活を通してキャリア形成を考えることができるよう、様々な支援体制を整えて いる。

1年次には、学生生活を有意義に過ごすことができるよう、入学直後からキャリアガイダンスを実施し、2年次以降も年度初めに学年ごとに開催している。キャリアガイダンスには、学生が自らのキャリア形成をより具体的にイメージできるように地域で活躍する本学卒業生を招待し、講話の機会を設けている。

また、「周南公立大学パートナー企業」を中心とした学内企業説明会や地域企業との交流会、起業家によるセミナーなどを定期的に開催し、学生のキャリア支援、就職支援に取り組んでいる。

上記の様なイベント等に加え、日常的な相談業務等を通じて学生のキャリア支援や 進路指導、就職支援に取り組んでいる。具体性の高い適切な助言が必要といった場合 には、「周南公立大学パートナー企業」にキャリアアドバイザーの派遣を依頼し、学生 一人ひとりの多様な希望進路先に合わせた助言を受ける機会を設ける。

他にも起業家を目指す学生のために、地域の金融機関、商工会議所が行っている創業支援、起業支援と連携し、学生の教育から起業支援までを通した支援を行う。

以上の取組に加えて、看護学科、福祉学科においては、学科独自の支援を行う。

看護学科では、1年次より、チューターが学修支援に加えて、進路やキャリア形成について相談、助言を行う。学生が4年間の学生生活の中で看護職者としてのアイデンティティを徐々に形成し、自己と向き合いながら、主体的かつ継続的に学修を積み重ねていくことをあらゆる面からサポートする体制をとる。また、年1回程度、実習施設等の看護職と交流する機会を設け、現役看護職者から直接キャリアプランニングについて学ぶことを計画している。

福祉学科では、1年次にキャリアプランニングに関するガイダンスを行い、ソーシャルワーカーが活躍する分野や活躍が期待されている分野などについて説明し、学生たちがソーシャルワーカーという職業に対する理解を深め、また自分の興味・関心のある分野について考え、今後のキャリアプランを明確にした上で、履修科目を選択できるよう指導する計画である。また、福祉学科ではチューター制度を採用することとしており、チューターは学生のキャリアプランの作成において助言し、またそのキャリアに適した科目の履修指導も行う計画である。

(3) 適切な体制の整備について

本学のキャリア形成支援は、地域との連携を基に実現している。上述のとおり、キャリア形成の入り口となる社会への理解、また在学中における相談体制、企業理解、卒業後の進路選択のすべてにおいて、地域企業との連携が関わっている。これらを実現する体制として、高等教育機関が参画する町づくりコンソーシアムである「周南創生コンソーシアム」、本学の教育を支える「周南公立大学パートナー企業」との連携がある。これらの地域連携を大学と地域のワンストップ窓口である「地域共創センター」が担当する。